

第2回 厚生労働省統計調査の省内事業仕分け

平成22年11月15日(月)
10:00~12:00
経済産業省別館10階 1020号会議室

議 事 次 第

○ 議 事

1. 統計調査の省内事業仕分けについて
2. その他

[配付資料]

- 資料1 廃止等統計調査一覧
- 資料2 統計情報部の組織等について
- 資料3 政府共同利用システム(オンライン調査システム)の概要
- 資料4 厚生労働省統計調査における行政記録情報の利用について
- 資料5 統計調査の調査票情報等の提供について
- 資料6 厚生労働省統計調査一覧

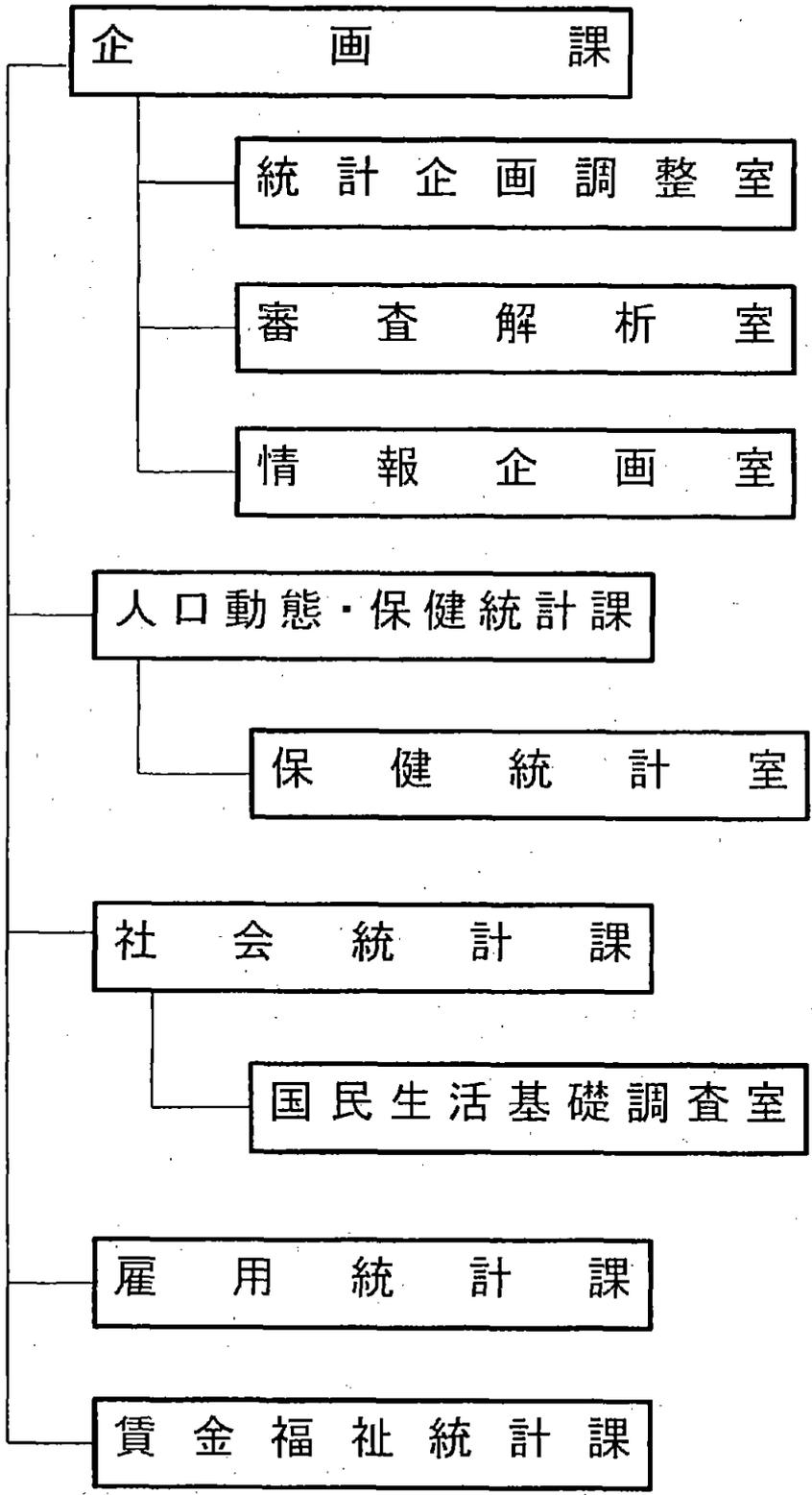
これまでに廃止した厚生労働統計調査一覧(平成8年～平成22年)

廃止年	調査名	周期	旧法 種別	備考
平成20年	老人保健福祉計画等統計調査	毎年	届	
平成20年	国民健康保険医療給付実態調査	毎年	届	
平成20年	医療給付受給者状況調査	毎年	届	
平成19年	出稼労働者雇用等実態調査	2年周期	承	
平成18年	労働者派遣事業に関する調査	5年周期	承	
平成18年	病院経営収支調査	毎年	承	
平成18年	監督指導業務及び措置状況等報告	毎年	届	
平成18年	賃金不払事件、貯蓄金返還不能事件及び工賃不払事件処理状況報告	毎年	届	
平成18年	雇用状況実態調査	毎年	承	
平成18年	年金数理基礎調査	毎年	届	
平成17年	臨時・日雇労働費用等調査	5年周期	承	
平成17年	保健福祉動向調査	3年に2回	承	
平成17年	雇用管理調査	毎年	承	
平成17年	林業労働者職種別賃金調査	毎年	承	
平成17年	屋外労働者職種別賃金調査	毎年	指	
平成16年	産業労働事情調査	毎年	承	
平成15年	外資系企業の労使関係等実態調査	4年周期	承	
平成14年	生活衛生関係営業経営実態調査	毎年	承	
平成13年	健康保険診療状況実態調査	毎年	承	
平成13年	国民健康保険診療状況実態調査	毎年	届	
平成12年	健康・福祉関連サービス需要実態調査	3年周期	承	
平成12年	専門職種別労働力需給状況調査	毎年	承	
平成12年	民間教育訓練実態調査	毎年	承	
平成12年	公益質屋実態調査	2年周期	届	
平成12年	人口問題に関する意識調査	5年周期	承	
平成11年	伝染病統計	毎月	届	
平成11年	健康・福祉関連サービス産業統計調査	3年周期	承	
平成11年	結核・感染症発生動向調査	週	届	
平成11年	在宅高齢者福祉サービス利用料等実態調査	毎年	承	
平成10年	人口動態社会経済面調査	毎年	承	
平成10年	血液製剤使用実態調査	毎年	届	
平成9年	生活保護動態調査	毎月	届	
平成9年	社会福祉施設運営実態調査	毎年	承	
平成8年	医療用具品目指定調査	毎年	承	

これまでに統合を図った厚生労働統計調査一覧(平成8年～平成22年)

統合年	統合前調査名	旧法種別	統合先調査名	旧法種別
平成17年	歯科用薬剤価格調査	承	医薬品価格調査	承
平成16年	児童環境調査	承	全国家庭児童調査	承
平成15年	喫煙と健康問題に関する実態調査	承	国民健康・栄養調査	承
平成15年	循環器疾患基礎調査	承	国民健康・栄養調査	承
平成15年	糖尿病実態調査	承	国民健康・栄養調査	承
平成14年	国民健康保険事業年報	承	国民健康保険事業月報等	承
平成14年	国民健康保険診療施設年報	承	国民健康保険事業月報等	承
平成13年	介護サービス世帯調査	承	国民生活基礎調査	指
平成13年	身体障害者等就業実態調査	承	身体障害児・者等実態調査	承
平成13年	身体障害者実態調査	承	身体障害児・者等実態調査	承
平成13年	身体障害児実態調査	承	身体障害児・者等実態調査	承
平成12年	老人保健施設調査	承	介護サービス施設・事業所調査	承
平成12年	訪問看護実態調査	承	介護サービス施設・事業所調査	承
平成12年	老人訪問看護・訪問看護報告	承	介護サービス施設・事業所調査	承
平成12年	被保護者生活実態調査	承	社会保障生計調査	承
平成11年	老人保健事業報告	届	地域保健・老人保健事業報告	届
平成10年	医療機器産業実態調査	承	医薬品・医療機器産業実態調査	承
平成8年	母体保護統計統計報告	届	衛生行政報告例	届
平成7年	保険薬局実態調査	承	医療経済実態調査	承
平成7年	賃金事情調査	承	賃金事情等総合調査	承
平成7年	労働時間、休日・休暇調査	承	賃金事情等総合調査	承
平成7年	退職金、年金及び定年制事情調査	承	賃金事情等総合調査	承

厚生労働省大臣官房統計情報部の組織

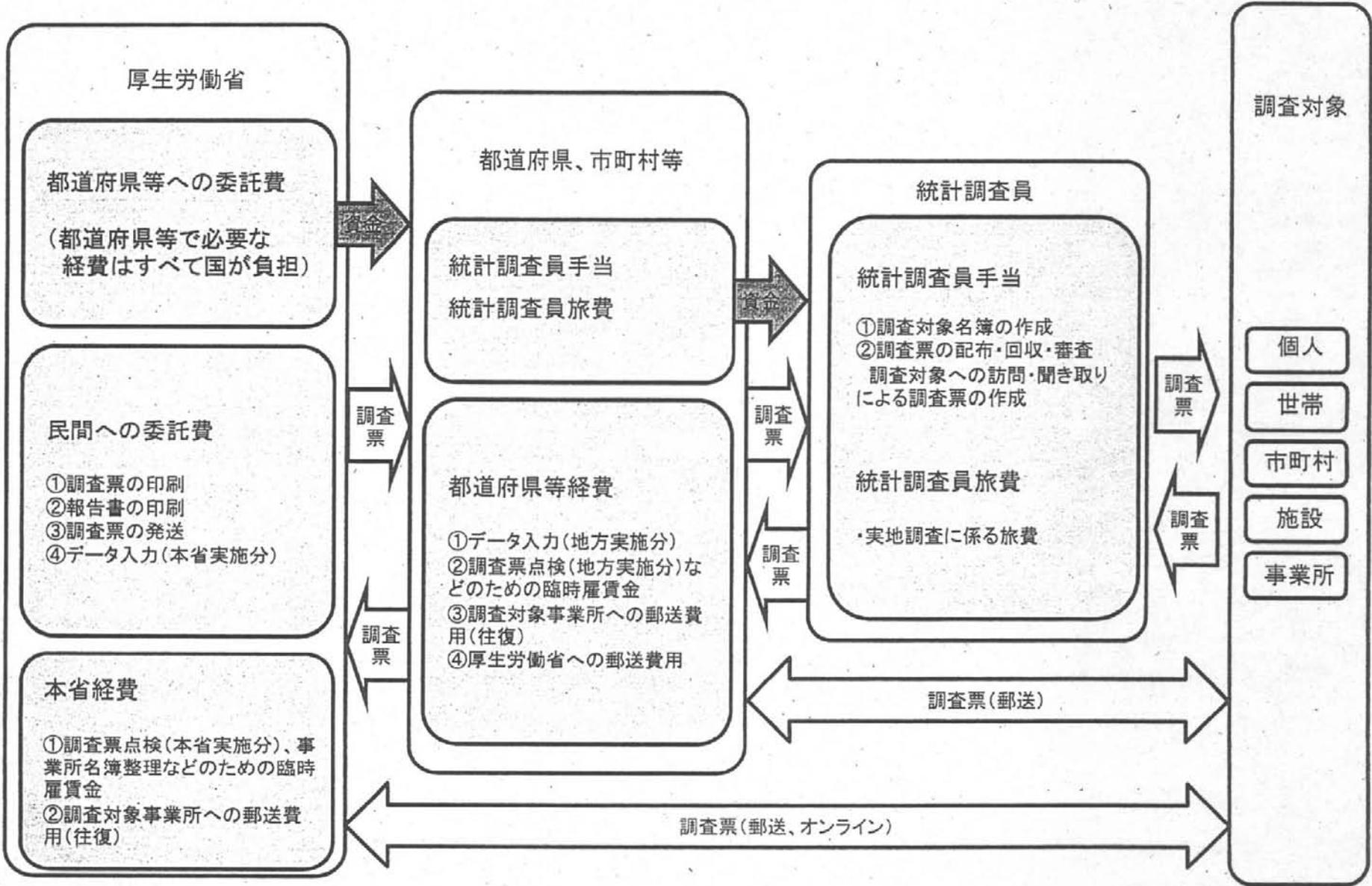


厚生労働省の統計関係職員数の推移

平成12年度	平成17年度	平成22年度
395人(※)	339人	264人

(※) 旧厚生省分と旧労働省分の合計

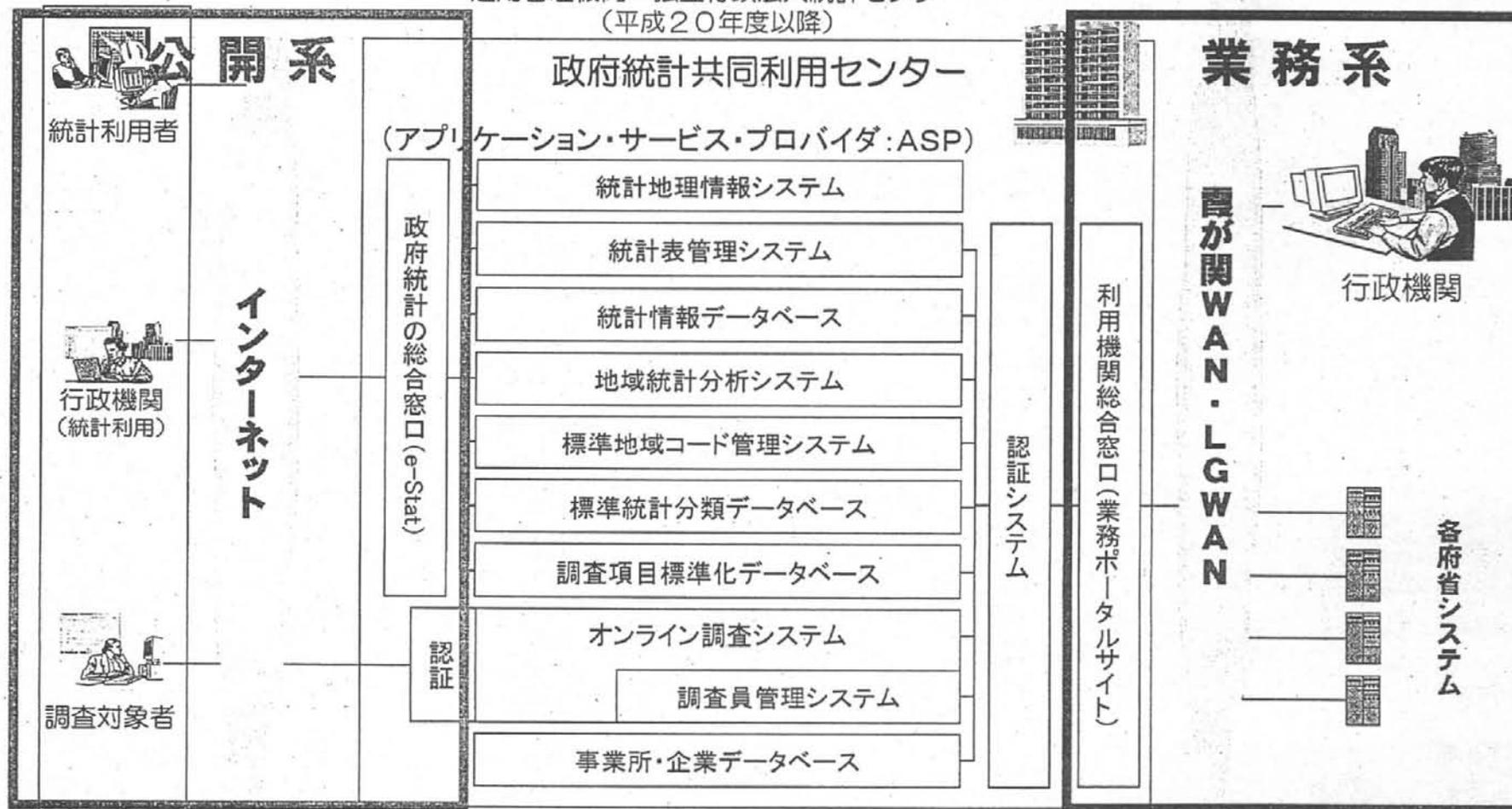
厚生労働省が実施する統計調査の業務の流れ(フロー)図



政府統計共同利用システムの概要

統計調査等業務の最適化を通じ、統計関係の情報システムを集約させ、政府全体で共用する各府省共同利用型システム(政府統計共同利用システム)を整備。政府統計のASP*として、各府省の統計調査等業務に係る共通の業務基盤・サービスを提供。

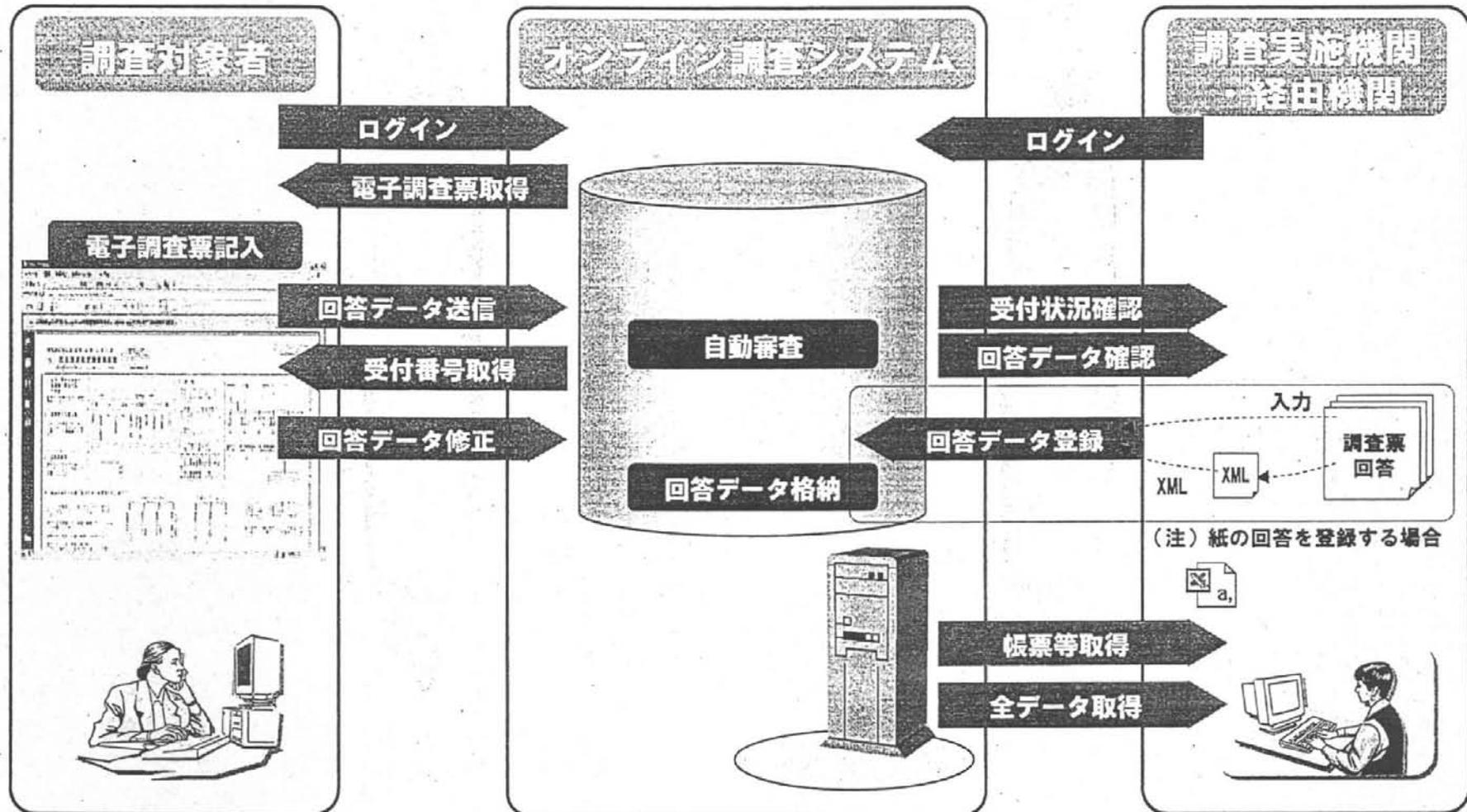
運用管理機関：独立行政法人統計センター
(平成20年度以降)



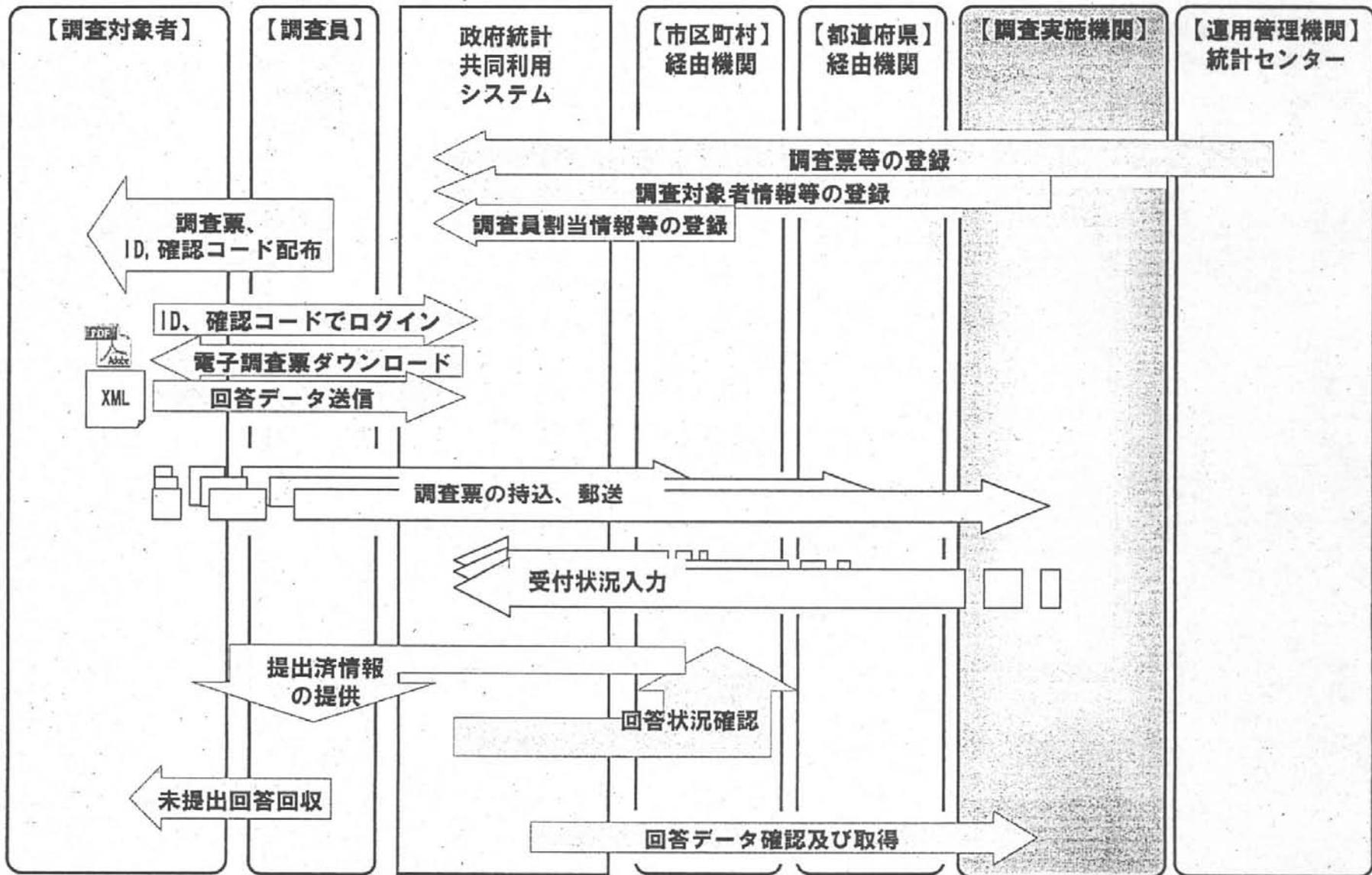
*ASP：ビジネス用の情報システムをネットワークを通じて利用機関に提供する事業主体

オンライン調査システムの概要

国民、企業等を対象とする各種の統計調査について、現行の調査方式（調査員調査、郵送調査等）と併用し、インターネットを通じたオンライン調査を行う汎用調査システム



オンライン調査システムを利用した調査の流れ



厚生労働統計調査における行政記録情報の利用について

1 行政記録情報とは

統計法において、行政記録情報とは、国の行政機関が職務上作成し、又は取得した調査票情報以外の情報のことであり、行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成に寄与するときは、その提供を求めることができることとされている。

2 現在活用しているもの

- 雇用保険適用事業所設置届（毎月勤労統計調査）
- 労働保険関係成立届（労働安全衛生特別調査等）

3 活用を検討しているもの

- 施設基準の届出等（医療施設調査）

4 行政記録情報を利用に当たっての留意点

- 行政記録情報の電子化のコスト
(行政記録情報は、本来統計目的で収集しているものではない)
- 行政記録情報と統計調査を連携させる共通コードの付与
- 行政記録情報の正確性

統計調査の調査票情報等の提供について

資料5

基幹統計調査には、
報告義務と罰則規定



信頼・協力

- ・ 個人情報保護意識の高まり
- ・ 調査環境の悪化等

○ 回収率は年々低下

個票を利用して、
報告書に掲載されて
いない分析（学術研究
等）が必要。

利用
申出



< 政府 >

調査票(個票)情報

- ・ 適正管理義務
- ・ 守秘義務規定
- ・ 罰則規定

公表

報告書等



審査

< 二次的利用の作成・提供
に関するポイント >

秘匿性

トレード
オフ

有用性



・ 万が一、秘匿が破られる
ことがあると、国民の
政府統計に対する信頼
が損なわれ、回収率の
低下、更には「根拠に基
づく政策」の推進に影響
が生じる。

・ 国民の信頼を維持でき
る確実な秘匿措置、適
切な利用・管理

【旧法下】

- 学術研究
・ 研究論文
・ 学位論文 等
- 高等教育
・ 講義、実習 等

- 高度な公益性
・ 行政目的
・ 科学研究費補助金 等

- 営利目的
・ 商業利用
・ 商品開発

< 調査票情報
の提供 >



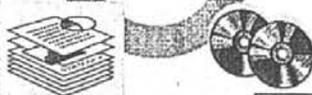
法改正による二次的利用
の提供の拡大

【新法下】

< オーダー
メイド集計 > (法第34条)

< 匿名
データ > (法第35,36条)

(法第33条)



(変更なし)

(変更なし)

社会の発展に寄与することを通じて国民に還元

制度に対する国民の理解の広がり

匿名化技法の概要

一般国民からの信頼と協力により集められた調査票情報を基に作成する匿名データは、学術研究及び教育目的のため広く一般に提供されることから、被調査者が特定できないよう加工することが統計法で規定されている。具体的には、単に氏名・住所を削除しただけでは、年齢、家族構成、職業分類、住居形態等の調査項目と、外観から確認できる情報や一般に入手可能な情報の組み合わせ等により、被調査者が特定されるリスクがあるため、以下の匿名化技法により、被調査者の情報を確実に秘匿するものである。

1 情報の削除

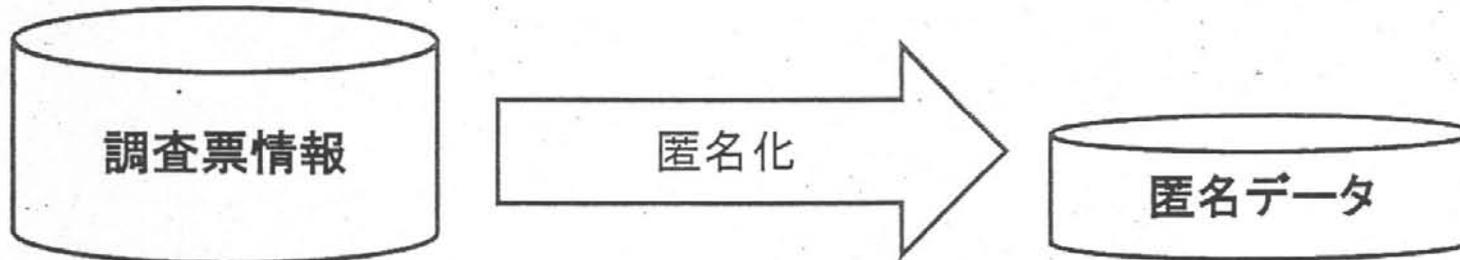
- (1) データの再抽出 (リサンプリング) …… 元の統計調査のデータすべてを匿名データに用いるのではなく、そのうちの何割かを再抽出したデータを用いる。
- (2) 識別情報の削除等 …… 識別情報は、データから全面的に削除する。(例: 氏名、地域等を削除)
また、データの配列順により特定されないように、無作為に並べ替えを行う。
- (3) 裾切りによるデータ削除 …… 特徴的で、出現率が低い値があるデータは、削除する
(例: 8人以上世帯、3つ子以上世帯を削除)

2 識別情報の階級区分統合

- (1) 上限 (下限) 階級区分の統合 …… 極端に大きな(小さな)値は、上限(下限)値を設けて統合する。
(例: 85歳以上を統合、年収6000万円以上を統合)
(トップコーディング、ボトムコーディング)
- (2) 再コード化 (リコーディング) …… 分類事項の程度は、詳細なものではなく、粗いものとする
(例: 各歳階級を5歳階級化、小分類を中分類化、実額を階級化)

3 その他

- (1) 類似属性データの部分入替 …… 類似データの一部データを他のデータと入れ替える。
(例: 多人数世帯の地域情報等の入れ替え)
(スワッピング)
- (2) 誤差の挿入 (パータベーション) …… 一定の誤差を挿入する。(例: 金額、面積等へ誤差を挿入。)



調査票情報の二次的利用の状況について

1 統計法第34条に基づく委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）

（これまでの提供実績）

- 平成22年2月～ ・平成18年賃金構造基本統計調査の受付、サービス開始
（独立行政法人統計センターにおける全部委託による）
- 平成22年11月～ ・平成19年人口動態調査の受付、サービス開始
（受付期間は1か月）
- ・平成21年毎月勤労統計調査特別調査の受付、サービス開始
（受付期間は1か月）

（今後の提供予定）

- 平成23年2月 ・平成19年賃金構造基本統計調査の受付開始
（独立行政法人統計センターにおける全部委託による）

（平成23年度に向けた検討）

- 平成22年10月以降 ・既に提供を開始している統計調査について、対象年次の拡大等について検討
- ・医療施設調査及び患者調査について、23年度以降の提供開始に向けた検討

2 統計法第35条、第36条に基づく匿名データの作成・提供

（これまでの検討状況）

- 平成21年12月～ ・学識者による平成16年国民生活基礎調査の匿名データ化の検討

（今後の予定）

- 平成22年12月 ・統計委員会への諮問
（匿名データ部会の審議）
- 平成23年4月以降 ・答申後、準備が整い次第提供開始

（来年度以降の予定）

- 平成23年度以降 ・匿名データの提供拡大について、具体的に検討（国民生活基礎調査の他年次への拡大）

【 二次的利用関連規定 】

○統計法（平成 19 年法律第 53 号）（抄）

（定義）

第 2 条

- 11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。
- 12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したものをいう。

（委託による統計の作成等）

第 34 条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

（匿名データの作成）

- 第 35 条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。
- 2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

（匿名データの提供）

第 36 条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

（事務の委託）

第 37 条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第 34 条又は前条の規定に基づき行方事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

（手数料）

第 38 条 第 34 条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第 36 条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の

手数料を国（前条の規定による委託を受けた独立行政法人等（以下この条において「受託独立行政法人等」という。）が第34条又は第36条の規定に基づき行う事務の全部を行う場合にあっては、当該受託独立行政法人等）に納めなければならない。

（調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理）

第42条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

二 第36条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）

第43条

2 第33条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第36条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三 第36条の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

第62条 第57条第1項第2号及び第3号、第58条、第59条並びに前条第3号の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

公的統計の整備に関する基本的な計画（抄）

平成 21 年 3 月 13 日閣議決定

第 3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

4 統計データの有効活用の推進

(1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供

ア 現状・課題等

諸外国では、従来から、オーダーメイド集計並びに匿名データの作成及び提供（以下「二次的利用」という。）に関する制度を整備し、学術研究等のための利用に供しているのに対し、我が国においては、統計調査によって収集された公的統計の調査票情報は、原則として作成機関があらかじめ定めた統計表の形でのみ集計し、公表することとされてきた。しかし、統計に対するニーズが多様化・高度化する中で、こうした利用形態だけでは、利用者のニーズに十分応えられなくなってきている。

このため、統計法において二次的利用に係る規定が新たに追加され、二次的利用の制度が整備された。

一方、各府省では具体的なニーズが明確でない中、二次的利用に係る業務に対応するための十分な統計リソースを確保することが困難な状況にある。しかしながら、研究者等による、より高度かつ多様な研究分析等を通じて、統計が学術研究はもとより社会の一層の発展に寄与することが強く期待されていることから、秘密の保護に配慮しつつ二次的利用に係る事務処理を適切に実施していくことが必要となっている。

イ 取組の方向性

二次的利用に係るガイドラインに基づき、平成 21 年度から、秘密の保護に配慮しつつ二次的利用に係る事務処理を適切に開始し、平成 22 年度以降、順次、二次的利用の対象となる統計調査やサービスを拡大する。

また、二次的利用制度の利用希望者がどのような調査のいかなるサービスをどこから受けることができるか事前を知ることができるよう、毎年度当初に二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。

さらに、府省によっては自ら二次的利用のサービスを実施することが困難な場合も想定されることから、統計法第 37 条に基づきオーダーメイド集計及び匿名データの提供に係る事務の全部を委託できる独立行政法人等（以下「政令指定法人」という。）の活用に向けて必要な措置を講じる。

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>4 統計データの有効活用の推進</p> <p>(1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供</p>	<p>○ 秘密の保護に配慮しつつ、二次的利用に関する以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管の統計調査について、毎年度当初に、当該年度に二次的利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。 ・ 上記年度計画、「委託による統計の作成に係るガイドライン」及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」に基づき二次的利用に係る事務処理を適切に実施する。 ・ 総務省において、各府省の実施した二次的利用に関する年度計画及び実績（申出書の受付状況、審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等）を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。 ・ 二次的利用のニーズや統計リソースの拡大状況を踏まえながら、サービスの拡大を図る。 ・ 二次的利用のニーズに適切に対応するため、統計リソースの確保に最大限努める。 ・ 総務省において、各府省における所管統計調査のオーダーメイド集計や匿名データの提供に係るサービスの開始及び拡大を支援する観点から、政令指定法人である独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）が各府省からのオーダーメイド集計や匿名データの提供の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講ずる。 <p>○ 総務省は、利用者が行政機関等の指定する場所及び機器により調査票情報を利用する方法であるオンサイト利用について検討する。</p>	<p>各府省</p>	<p>平成21年度から実施する。</p>

注意事項

- この厚生労働統計調査一覧は、平成 22 年 11 月現在の厚生労働統計調査についてまとめたものである。
- 予算額は平成 22 年度予算額を基本としているが、周期調査で平成 22 年度の予算計上がないものは直近の実施時の予算額である。
- アクセス数は、政府統計共同利用システムへの平成 21 年 1 年間のアクセス数である。
- 二次利用件数は、平成 21 年度 1 年間の統計法第 32 条に基づく行政内における目的外集計等の調査票情報の利用、第 33 条に基づく地方公共団体等への調査票情報の提供実績である。
- 公表時期は、厚生労働省ホームページ等に概況等が公表されるまでの期間である。その後、詳細な報告書が刊行されるのが一般的な流れである。
- 外部委託の状況は民間等への委託状況である。

基幹統計調査

1

平成22年11月現在

厚生労働統計調査一覧(基幹統計)

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	二次利用 件数		
						32条	33条	
・人口動態調査	302,539	1899年	人口動態事象を把握し人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健対策 ・老人保健対策 ・精神保健対策(自殺対策) ・疾病予防対策(がん対策) ・少子化対策 ・高齢化対策 	328,543	1,046	30	1,016
・医療施設調査 (1) 動態調査	5,389	1948年 「施設面からみた医療調査」	全国の医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院・診療所)の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育てビジョン」数値目標 ・がん対策推進基本計画中間報告書 ・最近の医療費の動向(MEDIAS)の作成 ・「看護教育の内容と方法に関する検討会」の基礎資料 ・「新人看護職員研修に関する検討会」の基礎資料 ・「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」資料 ・社会保障審議会医療部会資料 ・医政局関係制度改正の検討 	82,403	34	32	2
(2) 静態調査								

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・人口動態調査	オンライン/ 郵送	なし	悉皆	市区町村数=1,901 (平成22年4月現在)	本省—都道府県— (保健所設置市・特別区)—保健所—市区町村	毎月	速報:調査月の約2ヶ月後 月報:調査月の約5ヶ月後 推計:調査年の翌年1月 概数:調査年の翌年6月 確定数:調査年の翌年9月	e-Statの掲載は確定数公表と同時に(調査年の翌年9月) 報告書の刊行は調査年の1年2ヶ月後	100%
・医療施設調査 (1) 動態調査	オンライン/ 郵送	都道府県・保健所設置市・特別区を対象	悉皆	開設・廃止等のあった医療施設	本省—都道府県—保健所設置市・特別区	毎月	約2ヶ月	報告書は各月の動態調査を集計したものであり、最後の調査月から約1年6ヶ月	100%
(2) 静态調査	郵送	医療施設基本ファイル	悉皆	医療施設 約17万6千施設	本省—都道府県—(保健所設置市・特別区)—保健所—医療施設	3年	約1年2ヶ月	約1年6ヶ月	100%

3.

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	個票審査・疑義照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・人口動態調査		○	○ (調査票の発送のみ)	○ (個票審査のみ)				「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数 約3,260,000件/年間
・医療施設調査 (1) 動態調査		○	○ (都道府県等への発送)	○ (月報のデータチェックのみ(全体の5割程度))	○			
(2) 静态調査		○	○ (都道府県等への発送)	○ (個票審査のみ)	○			

4

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	二次利用 件数		
						32条	33条	
・受療状況調査 (1) 患者調査	155,089 (H20)	1948年 「施設面からみ た医療調査」	病院及び診療所を利用する患者について、その傷病状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県で策定する医療計画(医療計画作成指針) ・今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会資料 ・中央社会保険医療協議会において診療報酬の改定の検討資料 ・社会保障審議会医療部会資料 ・医政局関係制度改正の検討 	67,770	13	11	2
・国民生活基礎調査	575,706	1986年	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ナショナルミニマム研究会資料(相対的貧困率、子どもの相対的貧困率等) ・健康日本21及びがん対策推進基本計画(健康診断・健康診査の受診率、がん検診の受診率) ・年金財政検証資料(高齢者世帯の所得の状況、年金だけで生活している高齢者世帯) ・今後の高齢社会対策の在り方等に関する検討会資料(同居している主な介護者と要介護者等の構成割合等) 	67,387	32	21	11

5

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の 実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・受療状況調査 (1) 患者調査	郵送	医療施設基本ファイル	層化無作為抽出	約 332万人	本省一都道府県一(保健所設置市・特別区)一保健所一医療施設	3年	約1年2ヶ月	約1年6ヶ月	98% (調査対象施設のうち回答のあった施設数の割合)
・国民生活基礎調査	調査員	国勢調査区	層化無作為抽出	約27万6千世帯	本省一都道府県・指定都市・中核市一保健所・福祉事務所一調査員一対象	毎年6.7月	約10ヶ月	【e-stat掲載】 約1年1ヶ月 【報告書発行】 約1年7ヶ月	81.9%

6

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	個票審査・疑視照会	データ入力	集計	
・ 受療状況調査 (1) 患者調査		○	○ (都道府県等への発送)	○ (個票審査のみ)	○		
・ 国民生活基礎調査		○	○ (都道府県等への発送)	○ (個票審査のみ)	○		22年度は大規模年

7

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	二次利用 件数	32条		33条	
							32条	33条	32条	33条
・ 毎月勤労統計調査 (1) 全国調査	953,838 575,118	1923年	給与、労働時間及び雇用について全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的としており、また、特別調査にあつては、これら全国調査及び地方調査を補完する。	・ 月例経済報告、景気動向指数、国民経済計算、各種審議会(中央最低賃金審議会、労働政策審議会労働条件分科会、社会保障審議会年金部会等)資料、雇用保険法に基づく基本手当日額、労働災害補償保険法に基づく休業給付基礎日額及び年金給付基礎日額の改定等	159,870	1	0		1	
(2) 地方調査	253,399	1951年								
(3) 特別調査	125,321	1957年				2	1		1	

8

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客休数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・毎月勤労統計調査 (1) 全国調査	オンライン/ 調査員/郵送	平成18年事業所・企業統計調査	第1種事業所: 層化無作為抽出 第2種事業所: 二段抽出	第1種事業所 16,675 第2種事業所 16,500	本省-都道府県-対象 本省-都道府県-調査員-対象	毎月	約1ヶ月	約3ヶ月	86.5%
(2) 地方調査		平成18年事業所・企業統計調査	【第一段目】 調査区を層化無作為抽出 【第二段目】 調査区内から無作為抽出	第1種事業所 21,500 第2種事業所 22,000	本省-都道府県-対象 本省-都道府県-調査員-対象	毎月		都道府県により異なる。	
(3) 特別調査	調査員	平成18年事業所・企業統計調査区	二段抽出【第一段目】 調査区を層化無作為抽出 【第二段目】 調査区内を悉皆調査	25,000事業所	本省-都道府県-調査員-対象	毎年	約5ヶ月	約6ヶ月	91.2%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	帳票審査・疑義照会	データ入力	集計	その他 (分箱不能、留意事項など)	
・毎月勤労統計調査 (1) 全国調査		○			○		電子調査票の作成	
(2) 地方調査								
(3) 特別調査		○			○			

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	二次利用 件数		
						32条	33条	
・賃金構造基本統計調査	148,948	1948年	主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにする。	・労災保険の休業給付基礎日額及び年金給付基礎日額の年齢階級別の最低限度額及び最高限度額の設定のための資料 ・最低賃金の決定の資料 ・「厚生労働白書」 ・「労働経済の分析」	340,939	41	23	18
・薬事工業生産動態統計調査	52,618	1952年	医薬品、医薬部外品、衛生材料及び医療機器の生産(輸入)等の実態を明らかにする。	・医薬品の市場規模の推移を把握し、医薬品産業ビジョンや新医療機器・医療技術産業ビジョン等の検討資料として活用	790	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・賃金構造基本統計調査	職員/調査員	事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	約78,000事業所	本省一都道府県労働局-労働基準監督署-調査員-対象	毎年	約5~8ヶ月	1年	約70%
・薬事工業生産動態統計調査	オンライン/郵送	事業所・企業統計調査	悉皆	医薬品、医薬部外品又は医療機器を製造販売する事務所及び医薬品、医薬部外品又は医療機器を製造する製造所	本省一都道府県一調査員-対象 本省-対象	毎月	月報は、2ヶ月、年報は、6ヶ月	月報は2ヶ月、年報は6ヶ月	休眠事業所等生産や出荷の実績がない場合、提出義務が発生しないため不明

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	個票審査・疑義照会	データ入力	集計	
・賃金構造基本統計調査		○	○ (本省から都道府県労働局への発送のみ)	○ (個票審査のみ)	○	○	
・菓子工業生産動態統計調査		○	○		○	○	

一般統計調査 (人口・世帯関係)

厚生労働統計調査一覧(一般統計)

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	二次利用 件数		
						32条	33条	
・21世紀出生児縦断調査	88,896	2001年	21世紀の初年に出生した子の突進及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	・改正育児・介護休業法参考資料集(第1子出産前後の女性の就業状況の変化)、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱	17,265	2	2	0
・社会保障・人口問題基本調査 (出生動向基本調査)	69,376	1940年	他の公式統計では把握することのできないわが国全国の結婚ならびに夫婦の出生力に関する実状と背景を定時的に調査・計量し、関連諸施策ならびに将来人口推計をはじめとする人口動向把握に必要な基礎資料を得る。	・次世代育成支援関連諸施策等立案の資料 ・年金財政再計算・財政検証等に必要となる将来推計人口の入力データ ・内閣府「子ども・子育て白書」、厚生労働省「厚生労働白書」等の各種白書類でのデータ利用 ・都道府県や市区町村の子育て支援策などに関する報告書類	565 (96,580) ※社人研HPへのアクセス数	0	0	0
・中高年者縦断調査	63,398	2005年	団塊の世代を含む全国の中高年者世代の男女を追跡して、その「健康・就業・社会活動」について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画、実施のための基礎資料を得る。	・高齢者の健康、就業対策(仕事のための能力開発・自己啓発の有無、就業意欲を白書へ掲載)	5,571	1	1	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・21世紀出生児縦断調査	郵送	人口動態調査出生票	悉皆	約8万1千人	本省一対象(世帯)	毎年7.1月、12月	約1年	約1年8ヶ月	92%
・社会保障・人口問題基本調査 (出生動向基本調査)	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	42,000世帯	国立社会保障・人口問題研究所一都道府県・指定都市・中核市一保健所一調査員一対象	5年	(夫婦調査) 平成23年6月 (独身者調査) 平成23年9月	(夫婦調査) 実施より約1年 (独身者調査) 実施より約1年半	【暫定】 (夫婦調査) 91.29% (独身者調査) 80.69%
・中高年者縦断調査	郵送	平成16年国民生活基礎調査地区名簿	無作為抽出	約3万1千人	本省一対象(世帯)	毎年	約1年1ヶ月	約1年9ヶ月	96.2%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	個票審査・見直し	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・21世紀出生児縦断調査		○	○	○ (個票審査のみ)	○			本調査は社会保障・人口問題基本調査の5本のうちの1本である。社会保障・人口問題基本調査は一つの調査名の下で、複数の調査票のいずれかにより毎年行う調査として整理されており、基本的には公表する統計も毎年一本ずつのため、アクセス数もそれにより大きな差が出る。
・社会保障・人口問題基本調査 (出生動向基本調査)		○	○	○ (個票審査のみ)	○	○ (基本集計)		
・中高年者縦断調査		○	○	○ (個票審査のみ)	○			

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	二次利用 件数	32条		33条	
							32条	33条	32条	33条
・社会保障・人口問題基本調査 (人口移動調査)	41,871 (H18)	1976年	他の公式統計では把握することのできない個人の移動経路や移動理由、5年後の居住地といった人口移動に関する現状と要因を明らかにし、関連諸施策ならびに地域別の将来人口推計に必要な基礎資料を得る。	・地域の医療・福祉等の社会サービス施策の基礎資料として必要となる地域別の将来人口推計の基礎資料 ・本調査をもとに行われた地域別の将来人口推計は各種白書類や審議会資料、地方自治体の総合計画の資料として数多く利用されている。	565 (27,857) ※社人研HPへのアクセス数	0	0	0	0	
・21世紀成年者縦断調査	39,964	2002年	調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	・改正育児・介護休業法参考資料集(子どもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみたこの5年間の第2子以降の出生の状況)	12,517	1	1	0	0	
・社会保障・人口問題基本調査 (全国家庭動向調査)	34,458 (H20)	1993年	他の公式統計では把握することのできないわが国の出産・子育て、扶養・介護といった家庭機能の現状とその変化を把握し、関連諸施策ならびに人口・世帯の動向把握に必要な基礎資料を得る。	・少子化対策、次世代育成支援関連諸施策等立案の基礎資料として用いられる ・厚生労働省「厚生労働白書」等の各種白書類でのデータ利用 ・各種審議会や都道府県、市区町村の子育て支援策などに関する報告書類	334 (15,822) ※社人研HPへのアクセス数	0	0	0	0	
・社会保障・人口問題基本調査 (世帯動向調査)	33,998 (H21)	1985年	他の公式統計では把握することのできない世帯の形成、拡大、縮小に関する動向を把握し、世帯数の将来推計をはじめとする世帯の動向把握ならびに関連諸施策に必要な基礎資料を得る。	・介護事業計画等の社会・福祉サービス施策の基礎資料 ・本調査のデータを利用した世帯数の将来推計によって、高齢者世帯やひとり親世帯の将来見直し等の情報を提供 ・本調査をもとに行われた世帯数の将来推計は各種白書類や審議会資料として数多く利用	326 (20,419) ※社人研HPへのアクセス数	0	0	0	0	

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・社会保障・人口問題基本調査 (人口移動調査)	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	15,000世帯	国立社会保障・人口問題研究所一都道府県・指定都市・中核市一保健所一調査員一対象	5年	平成20年10月 (実施より約2年3ヶ月)	平成21年3月 (実施より約2年8ヶ月)	74.0%
・21世紀成年者縦断調査	郵送	平成13年国民生活基礎調査地区名簿	無作為抽出	約2万人	本省一対象(世帯)	毎年	約1年4ヶ月	約1年9ヶ月	91.3%
・社会保障・人口問題基本調査 (全国家庭動向調査)	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	15,000世帯	国立社会保障・人口問題研究所一都道府県・指定都市・中核市一保健所一調査員一対象	5年	平成22年5月 (実施より約1年10ヶ月)	平成22年11月予定 (実施より約2年4ヶ月)	84.7%
・社会保障・人口問題基本調査 (世帯動態調査)	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	15,000世帯	国立社会保障・人口問題研究所一都道府県・指定都市・中核市一保健所一調査員一対象	5年	平成22年11月予定 (実施より約1年4ヶ月)	平成23年3月予定 (実施より約1年8ヶ月)	76.8%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	票集調査・疑義照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留置事項など)	
・社会保障・人口問題基本調査 (人口移動調査)		○	○	○ (個票審査のみ)	○	○ (基本集計)		本調査は社会保障・人口問題基本調査の5本のうちの1本である。 社会保障・人口問題基本調査は一つの調査名の下で、複数の調査票のいずれかにより毎年行う調査として整理されており、基本的には公表する統計も毎年一本ずつのため、アクセス数もそれにより大きな差が出る。
・21世紀成年者縦断調査		○	○	○ (個票審査のみ)	○			
・社会保障・人口問題基本調査 (全国家庭動向調査)		○	○	○ (個票審査のみ)	○	○ (基本集計)		
・社会保障・人口問題基本調査 (世帯動態調査)		○	○	○ (個票審査のみ)	○	○ (基本集計)		

一般統計調査 (保健衛生関係)

21

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	二次利用 件数	32条		33条	
・国民健康・栄養調査 (2002年までは国民栄養調査)	137,955	1946年	国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣等の状況を明らかにする。	・健康日本21や食育基本計画のモニタリング	1,372	41	0	0	41	0
・特定保険医療材料価格調査	76,411	1995年	材料価格基準改定(健康保険法第77条)	・材料価格基準改正の基礎資料	8	0	0	0	0	0
・受療行動調査	47,344 (H20)	1996年	全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得る。	・がん対策推進基本計画 中間報告書 ・へき地保健医療対策検討会報告書 ・中央社会保険医療協議会において診療報酬の改定が国民に与えた影響の検討資料 ・社会保障審議会医療部会資料、 ・医政局関係制度改正の検討	8,308	3	3	0	0	0
・医薬品価格調査	39,974	1952年	薬価基準改正 (健康保険法第77条)	・薬価基準改正の基礎資料	104	0	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・国民健康・栄養調査 (2002年までは国民栄養調査)	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	約6,000世帯	本省-都道府県-保健所設置市-特別区-保健所-調査員-対象	毎年	調査実施後、1年	概要発表後、半年	7割弱
・特定保険医療材料価格調査	郵送	医療施設動態・静態調査のデータ、保険薬局名簿、歯科技工所名簿(保険局医療課を経由して入手)	【販売サイド】悉皆【購入サイド】層化無作為	【販売側】医療機器販売業約6,400事業所 【購入側】病院2,200、診療所1,300、保険薬局1,600、歯科診療所1,100、歯科技工所100	本省-都道府県-対象	2年	中医協資料として公表	-	64.5%
・受療行動調査	郵送	医療施設基本ファイル	層化無作為抽出	外来:約13万人 入院:約7万人	本省-都道府県-(保健所設置市・特別区)-保健所-調査員-患者	3年	約11ヶ月	約1年6ヶ月	外来:76.1% 入院:83.3% (調査対象施設における調査票配布数のうち回収された割合)
・医薬品価格調査	郵送	医薬品卸販売業者、医療施設、保険薬局	医薬品卸販売業者は悉皆、医療施設、保険薬局は無作為抽出	医薬品卸販売業者4,000事業所 病院900事業所 診療所1,000事業所 保険薬局1,600事業所	本省-都道府県-対象	毎年	非公表 (中医協資料として提出)	非公表	63%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	郵票審査・目録照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・国民健康・栄養調査 (2002年までは国民栄養調査)		○	○	○ (個票審査のみ)	○	○		
・特定保険医療材料価格調査		○	○		○	○		22年度の実施未定(緊急時に備えた予算措置)
・受療行動調査		○	○ (都道府県等への発送)	○ (個票審査のみ)	○			
・医薬品価格調査		○	○		○	○		

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	二次利用 件数		
						32条	33条	
・原爆被爆者実態調査	28,229 (H17)	1965年	被爆者(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。)の生活、健康等の現状などを把握する。	・被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じるための基礎資料	32	0	0	0
・歯科疾患実態調査	24,655 (H17)	1957年	わが国の歯科保健状況を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得る。	・フッ化物応用の推進によるむし歯予防に対する取り組み、歯周病の節目検診等の実施、8020運動推進特別事業の事業内容の見直し等	247	0	0	0

25

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・原爆被爆者実態調査	郵送	【国内調査】原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令に基づく「被爆者健康手帳交付台帳」 【国外調査】 交付台帳及び手帳関係被爆確認証交付者に係る書類	【国内調査】 国内に居住している被爆者のうち、抽出率1/4で無作為に抽出 【国外調査】 国外に居住している被爆者及び在外被爆者連日支援等事業(平成16年12月21日健発第1221003号)の3の(6)の7に基づき被爆確認証の交付を受けている者	【国内調査】 65,109人 【国外調査】 3,039人	本省一都道府県、広島市、長崎市一対象	10年	年度内公表予定		【国内調査】 74.8% 【国外調査】 82.3%
・歯科疾患実態調査	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	約6,000世帯	本省一都道府県・政令市・特別区一保健所一調査員一対象	6年	約半年程度	概要発表後、半年	70%弱

26

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査審査・採択期会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・原爆被爆者実態調査				○ (個別審査のみ)	○	○	グラフ作成・分析、分析結果に基づく報告書の作成	
・歯科疾患実態調査		○	○	○	○			

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年0-Stat分)	二次利用 件数		
						32条	33条	
・病院報告	20,581	1945年 「病院週報」	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	・最近の医療費の動向(MEDIAS)の作成 ・医療費適正化計画資料 ・第六次看護職員需給見通し資料 ・「看護教育の内容と方法に関する検討会」資料 ・「新人看護職員研修に関する検討会」資料 ・「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」資料 ・社会保障審議会医療部会資料 ・医政局関係制度改正の検討	37,532	17	16	1
・薬剤耐性菌感染症発生動向調査(院内感染対策サーベイランス)	17,107	2000年	全国の薬剤耐性菌の発生動向について把握する。	・院内感染対策講習会にそのデータを利用して医療従事者への周知	49	0	0	0
・地域保健・健康増進事業報告	12,793	1948年 「保健所事業成績月報」	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得る。	・がん検診に関する検討会資料 ・地域保健健康増進事業部会資料	36,747	0	0	0
・看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査	12,387	1969年 (卒業見込者数等調べ(前身の調査))	保健師、助産師、看護師及び准看護師学校養成所の入学状況及び卒業生の就業状況等を把握し、看護行政上の基礎資料として活用する。	・「看護教育の内容と方法に関する検討会」資料 ・「新人看護職員研修に関する検討会」資料 ・「今後の看護教員のあり方に関する検討会」資料 ・「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」資料 ・保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)に基づく看護師等学校養成所の指定・入学定員等の承認変更の際の基礎資料	25,455	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・病院報告	オンライン/ 郵送	医療施設基本ファイル	悉皆	病院 約9,000 療養病床を有する診療所 約2,000	本省－都道府県－ (保健所設置市・特別区)－保健所－病院・療養病床を有する診療所	毎月、毎年	月報:約100日 年報:約1年	・患者票 報告書は各月の月報を集計したものであり、最後の調査月から約1年3ヶ月 ・従事者票 約1年6ヶ月	100%
・薬剤耐性菌感染症発生動向調査(院内感染対策サーベイランス)	オンライン	全国200床以上の医療機関	有意抽出	約850病院	本省－対象	毎月	四半期報は約6ヶ月 年報は約1年	約1年	約85%
・地域保健・健康増進事業報告	オンライン	全国の保健所及び市区町村を対象	悉皆	2,162政令市、保健所、市町村(平成22年3月31日現在)	本省－都道府県・指定都市・中核市－保健所・保健所を設置する市・特別区－市町村	毎年度	約1年	約1年4ヶ月	100%
・看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査	オンライン	・事業所・母集団DBを使用 ・学校等養成所の新設、廃止の情報を毎年更新	悉皆	全国び看護師等学校養成所約1,677	本省－都道府県－地方厚生局－看護師学校養成所	毎年	約7ヶ月	約7ヶ月 HP上で公表	100%

29

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票・回収票	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・病院報告		○	○ (都道府県等への発送)	○ (月報のデータチェックのみ(全体の7～8割))	○		電子調査票作成	
・薬剤耐性菌感染症発生動向調査(院内感染対策サーベイランス)	○	－	－	－	－	－		
・地域保健・健康増進事業報告		－	－	－	－	－	電子報告書の作成及び変更	
・看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査	－	－	－	－	－	－	○システム運用保守業務	

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	二次利用 件数	32条		33条	
							32条	33条	32条	33条
・医師・歯科医師・薬剤師 調査	11,622	1948年 「医師・歯科医 師調査」	医師、歯科医師及び薬剤師に ついて、性、年齢、業務の種 別、従事場所及び診療科名 (薬剤師を除く。)等による分布 を明らかにし、厚生労働行政 の基礎資料を得る。	・医師の需給に関する検討会報告書 ・今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等 に関する検討会中間報告書 ・第3回薬剤師需給の将来動向に関する検討会 資料	49,178	4	3	1		
・衛生行政報告例	8,130	1886年 「内務報告例」	衛生関係諸法規の施行に伴う 各都道府県、指定都市及び中 核市における衛生行政の実態 を把握し、衛生行政運営の基 礎資料を得る。	・厚生科学審議会生活衛生適正化分科会資料 ・医道審議会あん摩マッサージ指圧師、はり師、 きゆう師及び柔道整復師分科会資料 ・「看護教育の内容と方法に関する検討会」資料 ・「新人看護職員研修に関する検討会」資料 ・「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」 資料 ・社会保障審議会医療部会資料 ・制度改正の検討	39,633	1	0	1		
・食肉検査等情報還元調 査	7,812の 内数	1997年	都道府県等が実施している、 と畜場における食肉検査及び 食鳥処理場における食鳥検査 について、とさつ解体禁止、廃 棄等の措置内容についての データを集計することにより、 全国の状況を把握する。	・と畜場法の一部改正に関わる参考資料 ・各都道府県等における、食肉検査・食鳥検査等 の食肉衛生や食品衛生に関する研究等	1,275	0	0	0		
・医薬品・医療機器産業 実態調査	4,648	1971年(医薬 品産業実態調 査) 1985年(医療 機器産業実態 調査)	医薬品製造販売業及び医療 機器製造販売業の経営実態 を把握し、医薬品産業及び医 療機器産業の健全な発展に 必要な施策を講ずるための基 礎資料を得ることを目的とし る。	・医薬品の市場規模の推移を把握し、医薬品産 業ビジョンや新医療機器・医療技術産業ビジョン 等の検討資料として活用	33,013	0	0	0		

31

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の 実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・医師・歯科医師・薬剤師 調査	郵送	なし	悉皆	医師 約29万人 歯科医師 約10万人 薬剤師 約27万人	本省一都道府県一 (保健所設置市・特別 区)一保健所…医師・ 歯科医師・薬剤師	2年	約1年	約1年3ヶ月	医師・歯科 医師・薬剤 師の全国 の届出を とりまと めたもの である。
・衛生行政報告例	オンライン	都道府県・指定都 市・中核市を対象	悉皆	106都道府県市	本省一都道府県・指 定都市・中核市	毎年度、 隔年12月 末	年度報、隔年報ともに 約7ヶ月	・隔年報 約1年2ヶ月 ・年度報 約11ヶ月	100%
・食肉検査等情報還元調 査	オンライン	全都道府県、保健 所設置市、特別区	悉皆	136自治体	本省一自治体	毎年	約6ヶ月	約6ヶ月	100%
・医薬品・医療機器産業 実態調査	郵送	各団体(日本製薬団 体連合会等)から提 出された会員名簿	悉皆	医薬品、医療機器の 販売、製造販売する 企業 約1600	本省一対象	毎年	約1年	約1年	医薬品: 80.5% 医療機器: 77.1% (平成19年 度公表分)

32

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	郵票審査・投票開会	データ入力	集計	
・医師・歯科医師・薬剤師調査		○	○ (都道府県等への発送)	○ (個票審査のみ)	○		
・衛生行政報告例		-	-		-		電子報告表の作成及び変更
・食肉検査等情報還元調査		-	-		-		
・医薬品・医療機器産業実態調査		○	○		○	○	

33

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	二次利用 件数		
						32条	33条	
・保健師活動領域調査 (領域調査)	3,315の内数	2009年	行政の保健師の活動領域を把握し、保健師の確保、保健師活動に関する実態の把握並びに企画調整の参考資料とする。	・地方交付税の要求及び、保健師関連の会議や検討会の資料に使用	-	0	0	0
・保健師活動領域調査 (活動調査)	3,315の内数 (H21)	2009年	地域保健福祉活動に従事する全ての保健師の業務内容、業務量の現状を把握し、保健師の確保、保健師活動に関する実態の把握並びに企画調整の参考資料とする。	・地方交付税の要求及び、保健師関連の会議や検討会の資料に使用	-	0	0	0
・無医地区等調査(無歯科医地区等調査)	1,480 (H21)	1966年	全国の無医地区等の実態及び医療確保の実態を調査し、へき地保健医療体制の確立を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	・各都道府県におけるへき地保健医療計画	85	0	0	0
・無歯科医地区等調査(無医地区等調査)	1,480 (H21)	1971年	全国の無歯科医地区等の実態及び医療確保の実態を調査し、へき地保健医療体制の確立を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	・各都道府県におけるへき地保健医療計画	13	0	0	0

34

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・保健師活動領域調査 (領域調査)	郵送	都道府県、保健所 設置市、特別区、市 町村	悉皆	47都道府県、1777市 区町村	本省—都道府県・保 健所設置市・特別区 本省—都道府県—市 町村	毎年	調査実施後、4ヶ月	—	100%
・保健師活動領域調査 (活動調査)	郵送	都道府県、保健所 設置市、特別区、市 町村	層化無作為抽出	11都道府県、434市 区町村	本省—都道府県・保 健所設置市・特別区 本省—県—市町村	3年毎	調査実施後、10ヶ月	—	100%
・無医地区等調査(無歯 科医地区等調査)	オンライン/ 郵送/調査 員(市町村 職員)	全市町村	悉皆	無医地区・無歯科医 地区 各600市町 村・都道府県	本省—都道府県—市 町村	5年	約1年程度	約5ヶ月程度	100%
・無歯科医地区等調査 (無医地区等調査)	オンライン/ 郵送/調査 員(市町村 職員)	全市町村	悉皆	無医地区・無歯科医 地区 各600市町 村・都道府県	本省—都道府県—市 町村	5年	約1年程度	約5ヶ月程度	100%

35

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の 企画	調査用品の 印刷	調査用品の 配布・回収	調査票査・具 照会	データ 入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・保健師活動領域調査 (領域調査)						○		「報告書ではなくe-stat及 び厚労省ホームページに て公表することで対応。
・保健師活動領域調査 (活動調査)						○		「報告書ではなくe-stat及 び厚労省ホームページに て公表することで対応。
・無医地区等調査(無歯 科医地区等調査)					○			
・無歯科医地区等調査 (無医地区等調査)					○			

36

一般統計調査 (社会福祉関係)

37

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	二次利用 件数		
						32条	33条	
・身体障害児・者実態調査	149,504 (H18)	2001年(身体障害者実態調査は1951年、身体障害児実態調査は1960年より実施)	身体障害児・者の障害の種類・程度・原因等の状況、日常生活の状況、就業の状況、福祉用具の所持状況、障害別ニーズの把握を行い、身体障害児・者に係る福祉施策の推進に必要な基礎資料を得る。	・日本の障害者数の推計 ・社会保障審議会障害者部会等において制度の見直し等の議論の基礎資料	3,209	0	0	0
・身体障害児・者等実態調査	8572 (H18)	2001年(2001年以前については、障害者就業実態調査として実施(1981年～1996年))	身体、知的、精神障害者の障害の種類・程度及び就業形態や就業、未就業の別等の把握を行い、障害者の自立及び社会経済活動への参加をより一層促進するために必要な検討資料を得る。	・制度、施策の見直しの検討資料 ・障害者雇用率を設定する際の検討	-	0	0	0
・社会保障生計調査(被保護者生活実態調査)	129,465	1951年	この調査は、被保護世帯の生活実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るとともに、厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得る。	生活保護基準の在り方についての検証及び毎年の生活保護基準改定の妥当性の検証に用いられている。	1,055	0	0	0
・知的障害児(者)基礎調査	90,477 (H17)	1966年(精神薄弱児基礎調査は1959年、精神薄弱者基礎調査は1961年から実施。) ※平成12年に精神薄弱児(者)基礎調査から知的障害児(者)基礎調査に改称。	在宅知的障害児(者)の生活の実状とニーズを把握し、今後における知的障害児(者)福祉行政の企画・推進のための基礎資料を得る。	・日本の障害者数の推計 ・社会保障審議会障害者部会等において制度の見直し等の議論の基礎資料	861	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・身体障害児・者実態調査	調査員/郵送	国勢調査の世帯名簿	国勢調査により設定された調査区を1/100、1/360の割合で調査地区を無作為抽出	国勢調査により設定された調査区を1/100(身体障害児)又は1/360(身体障害者)の割合で無作為抽出した調査地区内に居住する身体障害児・者	本省一都道府県・指定都市・中核市一市町村一調査員一対象	5年	約1年6ヶ月	約2年	67.8%
・身体障害児・者等実態調査	調査員/郵送	国勢調査の世帯名簿	国勢調査により設定された調査区から1/100の割合で調査地区を無作為抽出	国勢調査により設定された調査区を1/100の割合で無作為抽出した調査地区内に居住する身体障害者、知的障害者及び精神障害者	本省一都道府県・指定都市・中核市一市町村一調査員一対象	5年	約1年6ヶ月	—	51%
・社会保障生計調査(被保護者生活実態調査)	調査員	ケース番号搭載簿	層化無作為抽出	1,110世帯	本省一都道府県・指定都市・中核市一福祉事務所一調査員一対象	毎年	12ヶ月	24ヶ月	90.6%
・知的障害児(者)基礎調査	調査員/郵送	国勢調査の世帯名簿	国勢調査により設定された調査区を1/150の割合で調査地区を無作為抽出	国勢調査区の1/150の地区に居住する知的障害児(者)	本省一都道府県・指定都市・中核市一市町村一調査員一対象	5年	約1年2ヶ月	約2年	82.2%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票・回収票	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・身体障害児・者実態調査		○	○		○	○		職業安定局高齢・障害者雇用対策部と共管 身体障害児・者等実態調査と知的障害児(者)基礎調査を統合し、平成23年度に全国在宅障害児・者実態調査(仮称)を実施する予定。
・身体障害児・者等実態調査		○	○		○			障害保健福祉部企画課と共管 身体障害児・者等実態調査と知的障害児(者)基礎調査を統合し、平成23年度に全国在宅障害児・者実態調査(仮称)を実施する予定。
・社会保障生計調査(被保護者生活実態調査)		○	○		○	○		
・知的障害児(者)基礎調査		○	○		○	○		身体障害児・者等実態調査と知的障害児(者)基礎調査を統合し、平成23年度に全国在宅障害児・者実態調査(仮称)を実施する予定。

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	二次利用 件数	32条		33条	
							7	2	0	0
・社会福祉施設等調査	75,660	1956年	全国の社会福祉施設等の数、在所有者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得る。	・自治体の障害者計画作成の資料 ・福祉人材確保対策の資料 ・少子化対策の資料	47,914	9	7	2		
・障害福祉サービス経営 実態調査	24,819	2007年	障害福祉サービス施設・事業所等の経営状態等のデータを把握することにより、次期報酬改定に必要な基礎資料を得る。	・本調査結果をもとに報酬改定が行われる	63	0	0	0		
・全国母子世帯等調査	16973 (H18)	1952年	全国の母子世帯、父子世帯、父母のいない児童のいる世帯の生活の実態を把握し、これらの母子世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得る。	・母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の改正を図るなど、ひとり親世帯に対する施策の充実を図るための資料	3,973	0	0	0		
・乳幼児栄養調査	16943 (H17)	1985年	全国の乳幼児の栄養方法及び食事の状況等を調査し、母乳育児の推進、乳幼児の栄養改善のための基礎資料を得る。	・市町村等の母子保健事業における技術的な援助として「授乳・離乳の支援ガイド」を作成する際の資料	555	0	0	0		
・全国家庭児童調査	15291 (H21)	1963年	全国の子家庭に在る児童及びその世帯の状況等の児童を取り巻く環境を把握し、児童福祉行政推進のための基礎資料を得る。	・児童に健全な遊び場を与えて、児童の健康増進等を目的とする「児童館・児童センター等の整備」、保護者が昼間家庭にいない10歳未満の児童に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成を図る「放課後児童健全育成事業」、地域の子育て家庭に対し相談指導や育児支援を図る「地域子育て支援センター事業」等の各種事業の推進のための資料	667	0	0	0		

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・社会福祉施設等調査	郵送	都道府県等からの社会福祉施設等の情報	悉皆	約113,800施設・事業所	本省一民間事業者一施設・事業所	毎年	約1年4ヶ月	約1年5ヶ月	約90%
・障害福祉サービス経営 実態調査	郵送/メール	障害福祉サービス施設・事業所等の調査名簿	層化無作為抽出	16,728ヶ所 (平成19-20調査時)	本省一民間事業者一対象	3年	4ヶ月半 (予定)	7ヶ月 (予定)	平成19-20年度実施の 前回調査 (76.9%)と 同程度以上
・全国母子世帯等調査	調査員	国勢調査により設定された調査区から無作為に抽出した1,800地区	層化無作為抽出	約2,400世帯	本省一都道府県・指定都市・中核市一福祉事務所一調査員一世帯	5年	11ヶ月	11ヶ月	74.1%
・乳幼児栄養調査	調査員	国民生活基礎調査により設定された単位区から抽出した2000単位区	層化無作為抽出	単位区内の4歳未満児約3,500人及びその乳幼児のいる世帯	本省一都道府県・政令市・特別区一保健所一調査員一世帯	10年	9ヶ月	9ヶ月	78.7%
・全国家庭児童調査	調査員	国民生活基礎調査の対象となった調査単位区から無作為に抽出した360単位区	層化無作為抽出	1,600世帯 1,200人	本省一都道府県・指定都市・中核市一福祉事務所一調査員一対象	5年	1年6ヶ月	-	87.7%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査審査・疑義照会	データ入力	集計	
・ 社会福祉施設等調査		○	○	○	○		20年度より公共サービス改革法に則り実施、調査対象名簿作成
・ 障害福祉サービス経営実態調査	○* 11/10 開札により業者決定(予定)	○*	○*	○* エラーチェック、疑義照会等(予定)	○*	○* 集計、分析、報告書作成(予定)	
・ 全国母子世帯等調査		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○	
・ 乳幼児栄養調査		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○	
・ 全国家庭児童調査		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○	

43

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	二次利用 件数	32条		33条	
							32条	33条	32条	33条
・ 乳幼児身体発育調査	14,711	1950年	全国的に乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児保健指導の改善に資する。	・母子保健法に基づく市町村等の母子保健事業において乳幼児の保健指導に活用する母子健康手帳の資料 ・母子保健の政策目標である「健やか親子21」の目標達成状況の把握(母乳育児率)	1,635	0	0	0	0	0
・ 地域児童福祉事業等調査	13,953	1997年	保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得る。	・保育料や短時間保育士のデータ等について、子ども・子育て新システム検討資料 ・定員の弾力化についてについて、通知改正の検討 ・認可外施設のデータについて、少子化対策部会にて利用	3,119	0	0	0	0	0
・ 児童養護施設入所児童等調査	13,833 (H19)	1961年	家庭状況等主として環境上の理由により、児童福祉法に基づいて、里親に委託されている児童、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び乳児院に措置されている児童、母子生活支援施設に保護されている母子世帯の児童並びにその保護者の実態を明らかにして、児童福祉行政推進のための基礎資料を得る。	・児童福祉法の改正等、社会的養護施策の充実を図るための検討資料	1,961	0	0	0	0	0
・ 中国残留邦人等実態調査	11,512 (H21)	1984年	永住帰国した中国残留邦人等の生活実態を明らかにし、支援施策に関する基礎資料を整備する。	・制度改正、国会答弁(前回調査実績)	-	0	0	0	0	0

44

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)		報告書の公表までの期間	回収率
・乳幼児身体発育調査	調査員	国勢調査地区のなかの3,000地区	層化無作為抽出	13,860人 150病院	本省一都道府県・保健所設置市・特別区 一保健所一調査班一対象	10年	1年	1年	81.4%	
・地域児童福祉事業等調査	郵送	地域児童福祉事業等調査により把握された認可外保育施設名簿	層化無作為抽出	約2万世帯	本省一都道府県・指定都市・中核市一市町村一認可外保育施設一対象	毎年	1年6ヶ月	-	85.7%	
・児童養護施設入所児童等調査	郵送	社会福祉施設等調査報告等により把握された社会的養護関係施設名簿	悉皆	約48,000人 (内訳) 里親委託児童:3,611人 児童養護施設入所児童:31,593人 情緒障害児短期治療施設入所児童:1,104人 児童自立支援施設入所児童:1,995人 乳児院入所児童:3,299人 母子生活支援施設入所児童:6,552人 約6,500人	本省一都道府県・指定都市・児童相談所設置市一社会的養護関係施設一対象	5年	17ヶ月	17ヶ月	ほぼ100%	
・中国残留邦人等実態調査	郵送	昭和36年4月1日以降に永住帰国し、平成21年10月1日時点で日本国内に居住している中国残留邦人等全員。ただし、調査基準日において、永住帰国日より1年を経過していない者を除く。	悉皆	約6,500人	本省一民間事業者一対象	不定期	約2年(前回調査実績)	約2年(前回調査実績)	72.6%	

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	面接審査・見学会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・乳幼児身体発育調査		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○		
・地域児童福祉事業等調査		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○		
・児童養護施設入所児童等調査		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○		
・中国残留邦人等実態調査		○	○	○	○	○		

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (421年e- Stat分)	二次利用 件数	32条		33条	
							32条	33条		
・福祉行政報告例	9,390	1886年	社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得る。	・生活保護制度、保育所の待機児童解消をはじめとする保育施策、児童虐待防止法等に関する現状把握及び改善方策検討資料	49,804	2	2	0		
・被保護者全国一斉調査 (基礎調査・個別調査)	6,862	1946年	この調査は、生活保護法による保護を受けている世帯及び保護を受けていた世帯の保護の受給状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得る。	・生活保護基準の改定や、普通地方交付税の算定、地域別最低賃金の検討等に用いられている。	12,872	1	0	0		
・福祉事務所現況調査	6,305	1951年	この調査は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づき設置されている福祉に関する事務所について、その組織及び活動の現況を把握することにより、福祉事務所の運営指導等に関する基礎資料を得る。	・福祉事務所のあり方に関する検討委員会など	2,456	0	0	0		
・消費生活協同組合(連 合会)実態調査	6,050	1956年	消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に関する事業の状況、財務の状況等の基本的な事項を明らかにし、消費生活協同組合制度に関する施策形成のための基礎資料を得る。	・生協制度見直しに係る検討に当たっての基礎資料 ・所管行政庁(国、都道府県)による各生協に対する指導・監督に当たっての基礎資料	7,978	0	0	0		

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の 実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・福祉行政報告例	オンライン/ 郵送	都道府県・指定都市・中核市、一部報告は福祉事務所・児童相談所等	悉皆	106県市	本省一都道府県・指定都市・中核市一福祉事務所・児童相談所等	毎月、毎年度末	月報:約2ヶ月 年度報:約7ヶ月	約1年	100%
・被保護者全国一斉調査 (基礎調査・個別調査)	郵送	福祉事務所一貫	層化無作為抽出	1,244福祉事務所 (基礎調査:全国の被保護世帯又は6月1ヶ月間に保護を廃止した世帯) (個別調査:無作為抽出(10分の1)した世帯)	本省一都道府県・指定都市・中核市一福祉事務所	毎年	12ヶ月	24ヶ月	100%
・福祉事務所現況調査	郵送	全福祉事務所	悉皆	1,244福祉事務所	本省一都道府県・指定都市・中核市一福祉事務所	毎年	約6ヶ月	約6ヶ月	100%
・消費生活協同組合(連 合会)実態調査	オンライン/ 郵送	全国の消費生活協同組合(連合会)	悉皆	約1,100組合	<大臣所管> 本省一厚生労働大臣所管組合 <都道府県所管> 本省一都道府県一各都道府県知事所管組合	毎年	約1年3ヶ月	約1年3ヶ月	約95%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査審査・見直し開会	データ入力	集計	
・福祉行政報告例		○	○		○		
・被保護者全国一斉調査 (基礎調査・個別調査)		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○	
・福祉事務所現況調査		○	○		○	○	
・消費生活協同組合(連合会)実態調査		○	○	○		○	調査票の加工

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	二次利用 件数		
							32条	33条
・医療扶助実態調査	5,736	1952年	この調査は、生活保護法による医療扶助受給者の診療内容を把握し、被保護階層に対する医療対策その他厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得る。	・他の制度で給付対象となる医療を受診している者がいる可能性が判明し、検討を行った上で、他法他施策の適正な活用に関する通知を発出 ※生活保護制度では、他法他施策における医療給付がある場合には、生活保護に優先して他制度を活用しなければならないと規定している。 ・一般患者と生活保護受給者とを比較し、後発医薬品の使用割合に差異が見られたことから、後発医薬品の使用促進通知を発出	800	1	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・医療扶助実態調査	郵送	福祉事務所一覧	層化無作為抽出	1,244福祉事務所 (6月基金審査分) (入院外:1/20) (入院(病院):1/10) (入院(診療所):1/5) (歯科:1/10) (調剤:1/20)	本省一都道府県・指定都市・中核市・福祉事務所	毎年	12ヶ月	24ヶ月	100%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	簡章審査・様式照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・医療扶助実態調査		○	○	○ (雇用審査のみ)	○	○		

一般統計調査

(社会保険・社会保障等)

53

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年0- Stat分)	二次利用 件数	32条		33条	
							32条	33条	32条	33条
・介護事業実態調査 (介護事業経営概況調査及び介護事業経営実態調査及び介護従事者処遇状況等調査※)の統合)	220,907	2010年	平成21年度介護報酬改定及び介護職員処遇改善交付金の影響による介護従事者の処遇改善の状況を把握するとともに、介護保険施設・事業所の経営状態を把握することにより、次期介護報酬改定に必要な基礎資料を得る。	・介護報酬改定	292	0	0	0	0	0
・社会医療診療行為別調査	154,689	1955年	全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における医療の給付の受給者にかかる診療行為の内容、傷病の状況、調剤行為の内容及び薬剤の使用状況等を明らかにし、医療保険行政に必要な基礎資料を得る。	・中央社会保険医療協議会等における診療報酬改定の検討資料	64,987	57	56	1		
・医療経済実態調査(医療機関等調査)	88,890 (H21)	1970年	病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とし、中央社会保険医療協議会が実施している。	・中央社会保険医療協議会において、診療報酬改定に直接使用 ・行政刷新会議及び財務省においても診療報酬改定の検討資料	14,501	0	0	0	0	0
・医療経済実態調査(保険者調査)	1,159 (H21)	1970年	医療保険制度の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。	・中央社会保険医療協議会	1,421	0	0	0	0	0

54

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・介護事業実態調査 (介護事業経営概況調査及び介護事業経営実態調査及び介護従事者処遇状況等調査(※)の統合)	郵送/オンライン	介護サービス施設・事業所調査の名簿	層化無作為抽出	①約8,000施設及び事業所 ②約18,000施設及び事業所 ③約25,000施設及び事業所	本省一介護保険施設及び事業所	毎年 (3年間のローテーション)	約6ヶ月	約9ヶ月	82.9% (平成21年度調査)
・社会医療診療行為別調査	郵送	社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会	層化無作為二段抽出法	診療報酬明細書 約44万枚 調剤報酬明細書 約8万枚	本省一社会保険診療報酬支払基金都道府県支部・都道府県国民健康保険団体連合会	毎年	約1年	約1年6ヶ月	100%
・医療経済実態調査(医療機関等調査)	郵送	社会保険による診療を行っている全国の病院、一般診療所及び歯科診療所並びに1ヶ月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局	DPC対象の有無、病床規模別、地域別等に層化し、一定の抽出率で無作為に抽出する。	約6,700医療機関	本省一民間事業者一対象	2年	中央社会保険医療協議会において診療報酬改定の議論の際の資料として使用することにより公表する。	平成21年度の調査では、平成21年6月に調査を実施し、平成21年10月30日に公表した。	病院が60.1%、一般診療所が49.1%、歯科診療所が67.9%、保険薬局が72.1% (平成21年度調査)
・医療経済実態調査(保険者調査)	郵送	保険者	悉皆	約1,500保険者	本省一民間事業者一対象	2年	10月	6ヶ月以内	100%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	郵票審査・疑義照会	データ入力	集計	
・介護事業実態調査 (介護事業経営概況調査及び介護事業経営実態調査及び介護従事者処遇状況等調査(※)の統合)	○	○	○	○	○	○	平成22年度より3事業を統合して実施 ※毎年テーマ変更あり
・社会医療診療行為別調査		○		○ (郵票審査のみ)	○		データ符号化
・医療経済実態調査(医療機関等調査)		○	○	○	○	○	
・医療経済実態調査(保険者調査)		○	○	○	○	○	調査は21年度実施済

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	二次利用 件数	32条		33条	
							32条	33条	32条	33条
・介護サービス施設・事業所調査	88,749	2000年	全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得る。	・介護報酬改定における利用 ・介護保険事業計画の策定における利用	44,154	12	10	2		
・公的年金加入状況等調査	85,173	1983年	世帯員個々の公的年金加入状況、世帯の状況、就業状況、公的年金に関する周知度等を把握することにより、年金の事業運営のための基礎資料を得るとともに、「新年金制度の基本原則」に則った新年金制度関連法案について、平成25年度の成立を目指すこととしており、その検討のための基礎資料を得る。	・年金制度の現状把握や年金の未加入者対策等 公的年金事業の運営に必要な資料であり、国会対応や審議会等の資料	-	0	0	0		
・国民年金被保険者実態調査	64,260 (H20)	1987年	国民年金第1号被保険者について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の収入、被保険者の国民年金に対する意識、保険料未納の理由など今後の国民年金事業運営に必要な資料を得る。	第1号被保険者における年金制度の現状把握、国民年金保険料の未納対策のための検討資料及び国会対応の資料として活用している。	-	0	0	0		
・社会保障・人口問題基本調査 (社会保障実態調査)	37,433 (H19)	2007年	社会保障制度の社会全体の負担と給付の在り方に関する制度横断的な議論に必要な世帯状況とそこに同居する構成員の生活実態などの基礎資料を得る。 具体的には、日本の世帯構成と家計の実態、家族の中で行われる助け合いのしくみ、個人の社会・経済的な活動の実態、現在利用している社会保障制度などについて調べる。	・公的年金、公的医療保険、公的扶助などの社会保障制度の諸政策の立案・改正、特に生活困難を抱える世帯に対する諸制度の検討の際の資料	153 (2,443) ※社人研 HPへのアクセス数 H21.12.24 公表	0	0	0		

57

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・介護サービス施設・事業所調査	郵送	都道府県等からの介護保険施設等の情報	悉皆	約136,200事業所 約183,800利用者	本省—民間事業者—施設・事業所	毎年	約1年4ヶ月	約1年8ヶ月	約90%
・公的年金加入状況等調査	調査員	国民生活基礎調査における調査区	無作為抽出	国民生活基礎調査の調査区のうち、1,800地区内の全世帯の15歳以上の世帯員	本省—日本年金機構—調査員—対象	3年	約1年	約1年	66.99% 平成16年調査(前回)
・国民年金被保険者実態調査	郵送	日本年金機構が保有する被保険者データ	無作為抽出	個人調査:約6万人 市区町村調査:約12万人	個人調査:本省—対象 市区町村調査:本省—市区町村	3年	約1年	約1年	個人調査 37.85% 市区町村調査 96.8% 平成20年(前回)
・社会保障・人口問題基本調査 (社会保障実態調査)	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	約16,000世帯	国立社会保障・人口問題研究所—都道府県・指定都市・中核市—保健所—調査員—対象	5年	平成21年12月 (実施より約2年5ヶ月)	平成22年3月(実施より約2年9ヶ月)	68%

58

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	結果審査・疑義照会	データ入力	集計	
・介護サービス施設・事業所調査		○	○	○	○		20年度より公共サービス改革法に則り実施、調査対象名簿作成
・公的年金加入状況等調査		○	○	○	○	○	H19年未実施
・国民年金被保険者実態調査		○	○		○	○	
・社会保障・人口問題基本調査 (社会保障実態調査)		○	○		○		本調査は社会保障・人口問題基本調査の5本のうちの1本である。 社会保障・人口問題基本調査は一つの調査名の下で、複数の調査票のいずれかにより毎年行う調査として整理されており、基本的には公表する統計も毎年一本ずつのため、アクセス数もそれにより大きな差が出る。

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	二次利用 件数		
						32条	33条	33条
・所得再分配調査	29,961 (H20)	1962年	社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを明らかにし、社会保障施策の浸透状況、影響度を調査し、今後における有効な施策立案の基礎資料を得る。	・経済財政諮問会議、社会保障国民会議、税制調査会等の資料 ・厚生労働白書や、目的外申請による他機関での研究材料	4,617	4	1	3
・医療費の動向調査	23,218	2006年	審査支払機関で処理された診療報酬等の計数を集計し、医療費の動向を把握する。	・制度改正、制度運営等	366	0	0	0
・保険医療材料等使用状況調査	18,997 (H21)	1978年	医療材料の使用状況及び実勢価格を把握し、診療報酬改定の基礎資料を得る。	・診療報酬改定の基礎資料	31	0	0	0
・介護給付費実態調査	15,008	2001年	介護サービスに係る給付費の状況を把握し、介護報酬の改定など、介護保険制度の円滑な運営及び政策の立案に必要な基礎資料を得る。	・介護報酬改定における利用 ・介護保険事業計画の策定における利用	28,534	16	16	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・所得再分配調査	調査員	国勢調査区	層化無作為抽出	約12,500世帯	本省一都道府県・指定都市・中核市一福祉事務所一調査員一対象	3年	H22年9月 (H20年調査)	調査実施から約2年	52.4% (H20年調査)
・医療費の動向調査	社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会より必要データを購入	保険者及び保険医療機関等	悉皆	約3,500保険者 約210,000保険医療機関	本省一社会保険診療報酬支払基金 本省一国民健康保険中央会一国民健康保険団体連合会	毎月	集計完了後速やかに公表	集計完了後速やかに公表	100%
・保険医療材料等使用状況調査	郵送	保険医療機関	在宅時医学管理又は在宅患者訪問診療を1ヶ月に20件以上行っておりかつ、内科又は呼吸器科を併設している一般診療所、放射線治療施設を有し、かつ一般病床が200床以上の一般病院	約2,000医療機関	本省一対象	不定期(約2年)	非公表	非公表	62.9%
・介護給付費実態調査	郵送(電磁的記録媒体)	都道府県国民健康保険団体連合会	悉皆	介護予防サービス・介護サービス利用者約380万人の介護給付費明細書及び給付管理票	本省一都道府県国民健康保険団体連合会	毎月	約2ヶ月	約9ヶ月	100%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	照票審査・照票照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・所得再分配調査		○	○	○ (照票審査のみ)	○	○		
・医療費の動向調査		-	-	-	-			
・保険医療材料等使用状況調査		○	○			○		
・介護給付費実態調査		○	○					

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年0- Stat分)	二次利用 件数	32条		33条	
・歯科技工料調査	6,266 (H21)	1979年	歯冠修復及び欠損補綴に際して用いられる各種歯科技工物の歯科技工料を調査し、歯科保険医療について検討するための基礎資料を得る。	・診療報酬改定の基礎資料	31	0	0	0	0	0
・年金制度基礎調査	5,382	1983年	年金受給者の日常生活、就業状況、世帯の状況等の実態を総合的に把握し、年金が受給者の生活の中でどのような役割を果たしているかをとらえ、年金制度運営のための基礎資料を得る。	・年金制度運営上の基礎資料 ・社会保障国民会議の資料 ・法案の財政影響検討資料	5,447	0	0	0	0	0
・訪問看護療養費実態調査	3,011 (H21)	1988年	訪問看護療養費の実態を把握し、翌年度の診療報酬改定における当該療養費改定の基礎資料とする。	診療報酬改定における基礎資料とすることを予定。	43	0	0	0	0	0
・健康保険・船員保険被保険者実態調査	1,604	1966年	健康保険・船員保険の被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、所属する事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄等を把握し、制度運営のための基礎資料を得る。	・高齢者医療制度改革会議資料、制度改革、制度運営等	7,929	0	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・歯科技工料調査	郵送	歯科医療機関及び 歯科技工所	歯科医療機関については、100分の1、歯科技工所については、10分の1の抽出率によって無作為に抽出。	約1,200歯科医療機関及び歯科技工所	本省一対象	2年	非公表	非公表	歯科医療機関が57.09% 歯科技工所が44.69%
・年金制度基礎調査	郵送	日本年金機構が保有する年金受給者データ	無作為抽出	27,000人	本省一対象	毎年	約1年	約1年	60%
・訪問看護療養費実態調査	郵送	審査支払機関	無作為抽出	約25,000人	本省一審査支払機関	2年	中央社会保険医療協議会での審議状況等を踏まえ公表する。	未定	100%
・健康保険・船員保険被保険者実態調査	郵送	組合管掌健康保険の被保険者及び船員保険の被保険者	組合管掌・無作為抽出 船員保険・悉皆	組合・・・300,000人 船保・・・65,000人	本省一地方厚生局一被保険者(健康保険組合)	毎年	10月	1年以内	100%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票・様式照会	データ入力	集計	
・歯科技工料調査		○	○			○	
・年金制度基礎調査		○	○		○	○	
・訪問看護療養費実態調査		○				○	
・健康保険・船員保険被保険者実態調査		○			○		

一般統計調査

(雇用・労働関係)

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	二次利用 件数		
						32条	33条	
・雇用動向調査	54,465	1964年	主要産業の事業所における入職者、離職者等についての属性、入職及び離職に関する事情等について調査し、労働力の移動の実態を明らかにする。	・雇用対策基本計画、労働移動支援助成金及び高年齢者等職業安定対策基本方針等の参考指標	22,683	2	0	2
・能力開発基本調査	49,812	2006年	我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政に資する。	・新成長戦略、雇用戦略対話、労働政策審議会、職業能力開発分科会等における施策の目標設定等	13,985	0	0	2
・労働安全衛生特別調査 (労働環境調査)	46,192 (H18)	1976年	危険有害業務の状況及び労働環境の悪化等の労働者への影響を把握し、快適な職場環境の形成を含めた今後の労働安全衛生行政運営上の基礎資料として、労働安全衛生対策の推進に資する。	・「労働災害防止計画」 ・安全衛生対策関係通達の策定に当たっての資料	6,847	0	0	0
・労働安全衛生特別調査 (労働安全衛生基本調査)	32,522 (H22)	1966年	事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の労働災害防止等に対する意識を把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料を得る。	・「労働災害防止計画」 ・安全衛生対策関係通達の策定に当たっての資料	3,184			
・労働安全衛生特別調査 (労働者健康状況調査)	31,624 (H19)	1974年	労働者の健康状況、健康管理の推進状況等を把握し、労働者の健康確保対策、自主的な健康管理の推進等労働衛生行政の推進に資する。	・「労働災害防止計画」 ・安全衛生対策関係通達の策定に当たっての資料	9,919	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・雇用動向調査	調査員	平成18年事業所・企業統計調査、毎月勤労統計調査	事業所票：層化無作為抽出 個人票：抽出事業所から無層化無作為抽出	29,250事業所 321,000人(入職者) 260,000人(離職者)	本省－都道府県労働局－公共職業安定所－調査員－対象	毎年7.1月	約6～8ヶ月	約11ヶ月	(事業所票)70.8% (入職者票)64.4% (離職者票)82.9%
・能力開発基本調査	調査員/郵送	事業所・母集団データベース	層化無作為抽出	企業：約7,100 事業所：約6,700 労働者：約28,000	・企業：本省－民間事業所－対象企業 ・事業所：本省－民間事業所－調査員－対象事業所 ・個人：本省－民間事業所－調査員－対象労働者	毎年	7ヶ月	9か月間	企業：45% 事業所：66.7% 労働者：40.3%
・労働安全衛生特別調査 (労働環境調査)	郵送	事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	約12,700事業所 約600工事現場 約13,300労働者	本省－対象	毎年 (5年ローテーション)	約11ヶ月	約16ヶ月	約67%
・労働安全衛生特別調査 (労働安全衛生基本調査)	郵送	事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	約12,000事業所、 約18,000労働者	本省－対象	毎年 (5年ローテーション)	約11ヶ月	約16ヶ月	約70%
・労働安全衛生特別調査 (労働者健康状況調査)	郵送	事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	約14,000事業所 約18,000労働者	本省－対象	毎年 (5年ローテーション)	約11ヶ月	約16ヶ月	約70%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	個票審査・目録照会	データ入力	集計	
・雇用動向調査		○		○ (個票審査のみ)	○	○	
・能力開発基本調査		○	○	○ (個票審査のみ)	○	○	
・労働安全衛生特別調査 (労働環境調査)		○			○		電話督促
・労働安全衛生特別調査 (労働安全衛生基本調査)		○			○		電話督促 毎回テーマ変更
・労働安全衛生特別調査 (労働者健康状況調査)		○			○		電話督促

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	二次利用 件数	32条		33条	
							32条	33条	32条	33条
・労働安全衛生特別調査 (建設業労働災害防止 対策等総合実態調査)	31,071 (H21)	1994年	建設業における安全衛生管理体制、安全衛生活動、工事の施工体制、現場での安全衛生教育・指導の状況、労働者の安全衛生意識等の実態を把握することにより、今後の労働安全衛生行政運営に資する基礎資料とする。	・「労働災害防止計画」 ・安全衛生対策関係通達の策定に当たっての資料	3,219	0	0	0	0	0
・労働安全衛生特別調査 (技術革新と労働に関 する実態調査)	30,667 (H20)	1983年	情報通信等の技術革新の進展に伴う労働態様の変化、それに対する労働者の適応、事業所における職場環境や労働者の衛生管理等の実態を把握し、労働安全衛生行政推進のための基礎資料とする。	・「労働災害防止計画」 ・安全衛生対策関係通達の策定に当たっての資料	1,893	0	0	0	0	0
・雇用構造調査(就業形 態の多様化に関する総 合実態調査)	45,254	1956年 (就業形態の 多様化に関す る総合実態調 査は1987年に 第1回を開始)	正社員及び正社員以外の労働者のそれぞれの就業形態について、事業所側、労働者側の双方から意識的な面を含めて把握することで、多様な就業形態に関する諸問題に的確に対応した雇用政策の推進等に資する。	・労働政策審議会、有期労働契約研究会、雇用政策研究会等の行政資料	10,302	2	1	1	1	1
・雇用構造調査(転職者 実態調査)		1956年 (転職者実態 調査は1998年 に第1回を開 始)	転職者の就業実態を把握することによって、円滑な労働移動を促進し、労働力需給のミスマッチの解消を図るための雇用政策に資する。	・労働政策審議会での行政資料として活用	2,121	0	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・労働安全衛生特別調査 (建設業労働災害防止 対策等総合実態調査)	郵送	事業所・ 企業統計調査	層化無作 為抽出	約8,500事業所 約3,100工事現場 約11,000労働者	本省一対象	毎年 (5年ロー テーション)	約11ヶ月	約16ヶ月	約74%
・労働安全衛生特別調査 (技術革新と労働に関 する実態調査)	郵送	事業所・企業統計調 査	層化無作 為抽出	約11,000事業所 約16,000労働者	本省一対象	毎年 (5年ロー テーション)	約11ヶ月	約16ヶ月	約73%
・雇用構造調査(就業形 態の多様化に関する総 合実態調査)	郵送	平成18年事業所・企 業統計調査	事業所 票:層化 無作為抽 出 個人票: 抽出事業 所から無 作為抽出	約17,000事業所 約60,000人(労働者)	本省一事業所 本省一民間事業者一 事業所一労働者	不定期	約11ヶ月	約18ヶ月	(事業所 票) 69.1% (個人票) 56.5%
・雇用構造調査(転職者 実態調査)	調査員/郵 送	平成16年事業所・企 業統計調査	事業所 票:層化 無作為抽 出 個人票: 抽出事業 所から無 作為抽出	6,721事業所 6,637労働者	・本省一事業所一調 査員一公共職業安定 所一労働局一本省 (事業所票) ・調査員一事業所一 労働者一本省(個人 票)	不定期	約11ヶ月	約17ヶ月	(事業所 票) 69.8% (個人票) 66.6%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備 考
	調査の 企画	調査用品の 印刷	調査用品の 配布・回収	調査審査・疑 義照会	デー タ 入 力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・労働安全衛生特別調査 (建設業労働災害防止 対策等総合実態調査)		○			○		電話督促	
・労働安全衛生特別調査 (技術革新と労働に関 する実態調査)								
・雇用構造調査(就業形 態の多様化に関する総 合実態調査)		○	○		○		督促	・平成22年調査 ・回収率は平成19年調査の 数値
・雇用構造調査(転職者 実態調査)		○	○		○			平成18年調査

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	二次利用 件数		
						32条	33条	
・雇用構造調査(若年者 雇用実態調査)		1956年 (若年者雇用 実態調査は 1985年に第1 回を開始)	事業所における若年労働者の 雇用状況及び、若年労働者が どのような就業を希望してい るか、また、実際にそうした就 業ができていないか等の就業 に関する意識や状況を把握す ることにより、各種の若年者 雇用対策に資する。	・労働政策審議会、若年者 キャリア支援研究会での行政 資料	1,103	0	0	0
・雇用構造調査(高齢者 雇用実態調査)		1956年 (高齢者雇 用実態調査は 1974年に第1 回を開始)	高齢者の雇用状況を把握す るとともに、改正高齢者雇 用安定法施行後の事業所に おける実態を把握すること により、今後の高齢者雇用 対策・就業対策に資する。	・労働政策審議会、社会保 障国民会議での行政資料	17	0	0	0
・雇用構造調査(求職者 総合実態調査)		1956年 (求職者総合 実態調査は 1979年に第1 回を開始)	公共職業安定所に求職申し 込みを行った求職者の履歴、 求職理由、求職条件、求職 申し込み方法、教育訓練等 の内容等を調査し、今後の雇 用対策及び雇用保険事業の 合理化に資する。	・総合的雇用情報システム 更改に伴う職業紹介業務取 り扱い要領改編に係る基礎 資料	1,043	0	0	0
・雇用構造調査(パート タイム労働者総合実態 調査)		1956年 (パートタイム 労働者総合 実態調査は199 年に第1回を 開始)	パートタイム労働者の就労 状況の実態及び雇用管理の 実態を把握し、今後のパート タイム労働に関する施策の 資料とする。	・「厚生労働白書」 ・「労働経済の分析」	6,617	0	0	0

73

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の 実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・雇用構造調査(若年者 雇用実態調査)	郵送	平成18年事業所・企 業統計調査	事業所 票：層化 無作為抽 出 個人票： 抽出事業 所から無 作為抽出	16,886事業所 23,436労働者	本省一対象	不定期	約11ヶ月	約17ヶ月	(事業所 票) 58.6% (個人票) 65.1%
・雇用構造調査(高齢者 雇用実態調査)	郵送	平成18年事業所・企 業統計調査	層化無作 為抽出	9,704事業所	本省一対象	不定期	約11ヶ月	約17ヶ月	(事業所 票) 66.9%
・雇用構造調査(求職者 総合実態調査)	調査員/郵 送	公共職業安定所に 求職申し込みを行っ た者	層化無作 為抽出	20,378人 (第1回、第2回とも同 じ)	第1回 本省一都道 府県労働局一公共職 業安定所一調査員一 対象 第2回 本省一対象	不定期 (第1回か ら第2回ま では半期)	第1回 約6ヶ月 第2回 約11ヶ月	約14ヶ月	(個人票) 第1回 65.4% 第2回 58.5%
・雇用構造調査(パート タイム労働者総合実態 調査)	調査員/郵 送	平成16年事業所・企 業統計調査	事業所 票：層化 無作為抽 出 個人票： 抽出事業 所から無 作為抽出	9,133事業所 24,469労働者	・本省一事業所一調 査員一公共職業安定 所一労働局一本省 (事業所票) ・調査員一事業所一 労働者一本省(個人 票)	不定期	12ヶ月	18ヶ月	(事業所 票) 72.8% (個人票) 54.9%

74

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査報告書・様式照会	データ入力	集計	
・雇用構造調査(若年者雇用実態調査)		○	○		○		・平成21年調査 ・報告書は未発行なので、予定。
・雇用構造調査(高齢者雇用実態調査)		○	○		○		平成20年調査
・雇用構造調査(求職者総合実態調査)		○	○		○		・平成14年調査 ・回収率は有効回答率の数値
・雇用構造調査(パートタイム労働者総合実態調査)		○	○		○		・平成18年調査 ・回収率は有効回答率の数値

75

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	二次利用 件数		
						32条	33条	
・雇用構造調査(派遣労働者実態調査)		1956年 (派遣労働者実態調査は2004年に第1回を開始)	派遣先事業所の雇用の変化や派遣労働者への対応状況を把握するとともに、派遣労働者の就業の経歴や意識、賃金等の就労条件教育訓練等の実態を把握する。	・「厚生労働白書」 ・「労働経済の分析」 ・労働政策審議会「職業安定分科会労働力需給制度部会」の資料	7,776	1	1	
・雇用構造調査(企業における採用管理等に関する実態調査)		1956年 (採用管理等に関する実態調査は2007年に第1回を開始)	企業における人材確保、特に正社員の中でも中核となる人材をいかに確保するかという点を中心に、採用方針、人材ニーズ等を把握し、今後の雇用対策に資する。	・雇用政策研究会での行政資料	2,017	0	0	0
・最低賃金に関する実態調査	31,827	ア 賃金改定状況調査 1978年 イ 最低賃金に関する基礎調査 1971年	本調査は、最低賃金法第28条により、最低賃金制度が円滑に実施されるように、厚生労働大臣にその実施が義務付けられている調査であり、低賃金労働者の賃金実態等を把握し、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における最低賃金の改定等の審議に利用されるために行われるものである。	ア 賃金改定状況調査 中央最低賃金審議会においては、毎年度の地域別最低賃金額改定の目安の審議において、本調査結果を基に引上げ幅を決定している。 イ 最低賃金に関する基礎調査 地方最低賃金審議会においては、毎年度の地域別最低賃金額等の改定の審議において、本調査結果を基に引上げ幅を決定している。	1,310	0	0	0
・労働災害動向調査	28,557	1952年	主要産業における労働災害の発生状況を明らかにする。	・「労働災害防止計画」 ・ILO国際労働統計家会議の採択内容に基づいた統計調査として実施	9,522	0	0	0

76

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・雇用構造調査(派遣労働者実態調査)	調査員/郵送	平成18年事業所・企業統計調査	事業所票:層化無作為抽出 個人票:抽出事業所から無作為抽出	16,123事業所 13,656労働者	・本省-事業所-統計調査員-公共職業安定所-労働局-本省(事業所票) ・調査員-事業所-労働者-本省(個人票)	不定期	10ヶ月	12ヶ月	(事業所票) 72.7% (派遣労働者票) 67.0%
・雇用構造調査(企業における採用管理等に関する実態調査)	郵送	平成16年事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	7,022企業	本省-対象	不定期	約11ヶ月	約17ヶ月	(企業票) 62.0%
・最低賃金に関する実態調査	郵送/調査員	総務省による「事業所・企業統計調査」(平成18年)	層化無作為抽出	ア 約10,000事業所 イ 約100,000事業所	ア 本省-都道府県労働局-労働基準監督署-事業所 イ (往)本省-委託業者-事業所(復)事業所-都道府県労働局-本省	毎年6~7月	毎年7~8月	1~2ヶ月	ア 80.6% イ 79.5%
・労働災害動向調査	オンライン/郵送	事業所・企業統計調査、労働保険適用事業場データを使用	層化無作為抽出	約30,000事業所、延べ約5,000工事現場	本省-対象	毎年7.1月(事業所調査:毎年1月、総合工事業調査:毎年7.1月)	約5ヶ月	約10ヶ月	約70%

77

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	個票審査・疑義照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・雇用構造調査(派遣労働者実態調査)		○	○		○			平成20年調査
・雇用構造調査(企業における採用管理等に関する実態調査)		○	○		○			平成19年調査
・最低賃金に関する実態調査		ア○ イ○	イ○ (配布のみ)		ア○ イ○	ア○		
・労働災害動向調査		○			○		電話督促	

78

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	二次利用 件数	32条		33条	
							32条	33条	32条	33条
・就労条件総合調査	25,767	2001年	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」 ・「高齢者等職業安定対策基本方針」 ・「厚生労働白書」 ・「労働経済の分析」	31,359	2	1	1	1	1
・労使関係総合調査・労働争議統計調査 ・労働組合基礎調査	22,233	1947年	労働組合及び労働組合員の産業、地域、加盟上部組合別の分布等、労働組合組織の実態を明らかにする。	・「労働政策審議会」の資料 ・労働大学講座の資料 ・「厚生労働白書」	25,406	5	0	0	5	5
・団体交渉と労働争議に関する実態調査(H19)		1983年	労働環境が変化する中での労働組合の団体交渉の実態、労働争議の手続等の状況を明らかにする。	・厚生労働行政施策における施策評価の指標	3,887	0	0	0	0	0
・労働協約等実態調査(H18)		1983年	労働環境が変化する中での労働組合と使用者の間で締結される労働協約等の締結状況、締結内容及びその運用等の実態を明らかにする。	・労働政策審議会労働条件分科会における資料	1,615	0	0	0	0	0
・労働組合活動実態調査(H22)		1983年	労働環境が変化する中での労働組合活動の実態を明らかにする。	・厚生労働行政施策における施策評価の指標	1,319	0	0	0	0	0

79

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・就労条件総合調査	郵送/調査員	事業所・企業統計調査を使用	層化無作為抽出	約6,100企業	本省—民間事業者—対象	毎年	約10ヶ月	約12ヶ月	約70%
・労使関係総合調査・労働争議統計調査 ・労働組合基礎調査	職員/郵送	なし	悉皆	約70,000組合(全数)	本省—都道府県—労働政主管事務所—対象	毎年	約45ヶ月	約8ヶ月	100%
・団体交渉と労働争議に関する実態調査(H19)	調査員/郵送	労働組合基礎調査名簿	層化無作為抽出	約3,700労働組合	本省—都道府県—労働政主管事務所—調査員—対象	毎年 (5年ローテーション)	約13ヶ月	約16ヶ月	70.6%
・労働協約等実態調査(H18)	調査員/郵送	労働組合基礎調査名簿	層化無作為抽出	約3,700労働組合	本省—都道府県—労働政主管事務所—調査員—対象	毎年 (5年ローテーション)	約13ヶ月	約16ヶ月	65.1%
・労働組合活動実態調査(H22)	調査員/郵送	労働組合基礎調査名簿	層化無作為抽出	約3,500労働組合	本省—都道府県—労働政主管事務所—調査員—対象	毎年 (5年ローテーション)	約13ヶ月	約16ヶ月	80.0%

80

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	回票審査・回収料金	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・就労条件総合調査		○	○	○	○		20年度より公共サービス改革法に則り実施、調査対象企業名簿修正	
・労使関係総合調査・労働争議統計調査 ・労働組合基礎調査		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○			労働争議統計調査分を含む
・団体交渉と労働争議に関する実態調査(H19)		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○			予算額について、労使関係総合調査として計上
・労働協約等実態調査(H18)		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○			・調査方法について平成23年は郵送(調査員なし)で実施予定 ・予算額について、労使関係総合調査として計上
・労働組合活動実態調査(H22)		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○			予算額について、労使関係総合調査として計上

81

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	二次利用 件数		
						32条	33条	
・労使コミュニケーション調査(H21)		1972年	労使間の意思の疎通を図るためにとられている方法、その運用状況等、事業所側の意識及び労働者の意識等の実態を明らかにする。	・労働政策審議会労働条件分科会における資料 ・労働大学講座の資料	1,876	0	0	0
・労働組合実態調査(H20)		1983年	労働組合の組織、組合役員、組合財政及び組合活動の実態を明らかにする。	・厚生労働行政施策における施策評価の指標 ・「労働経済の分析」	1,164	0	0	0
・労働争議統計調査		1946年	我が国における労働争議の状況を調査し、その実態を明らかにして、労働行政推進上の基礎資料とする。	・労働政策審議会労働条件分科会における資料 ・ILOへ毎年報告 ・「厚生労働白書」における「安定した労使関係の形成等」の資料	4,699	0	0	0

82

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・労使コミュニケーション調査(H21)	調査員/郵送	事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	約5,500事業所、約6,500労働者	本省一都道府県-労政主管事務所-調査員-対象	毎年(5年ローテーション)	約15ヶ月	約19ヶ月	事業所調査 65.3% 労働者調査 61.7%
・労働組合実態調査(H20)	調査員/郵送	労働組合基礎調査名簿	層化無作為抽出	約3,900労働組合	本省一都道府県-労政主管事務所-調査員-対象	毎年(5年ローテーション)	約13ヶ月	約17ヶ月	64.6%
・労働争議統計調査	郵送	なし	悉皆	47都道府県	本省一都道府県(労政主管課)	毎月	約8ヶ月	約10ヶ月	100%

83

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票・様式印刷	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・労使コミュニケーション調査(H21)		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○			予算額について、労使関係総合調査として計上
・労働組合実態調査(H20)		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○			予算額について、労使関係総合調査として計上
・労働争議統計調査		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○			

84

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	二次利用 件数		
						32条	33条	
・障害者雇用実態調査	9,873 (H20)	1973年	主要産業の民営事業所の事業主に対し、雇用している障害者数、賃金、労働時間、雇用管理上の措置等を調査するとともに、雇用されている障害者本人に対し、職場環境・職場生活、相談相手、将来の不安等の実態把握を行い、今後の障害者の雇用施策の検討及び立案に資する検討資料を得る。	・制度、施策の見直しの検討資料	1,203	0	0	0
・雇用均等基本調査	8,601	1988年	男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握する。	・少子化社会対策基本法に基づく「子ども・子育てビジョン」など政策プランの目標達成状況の把握(ポジティブ・アクションの取組状況、育児休業取得率など) ・女性の活躍推進協議会において使用 ・H21年6月の育児介護休業法の法改正審議における国会答弁(育児休業の状況等)など	3,567	0	0	0
・労働経済動向調査(労働経済と労働力需給の動向に関する調査)	7,464	1966年	景気の動向、労働力の需給等の変化が、企業の雇用に及ぼしている影響等を調査し、労働経済全体の動向を把握し、迅速かつ適切な雇用対策を講ずる基礎資料とする。	・月例経済報告、雇用・能力開発機構のあり方検討会及び雇用政策研究会等の行政資料	25,507	0	0	0
・家内労働等実態調査	5,811 (H18)	1970年	全国の家内労働者の労働条件等家内労働の実態を把握し、家内労働対策を推進するための基礎資料を得る。	・最低工資新設・改正計画策定時の検討資料 ・労働政策審議会雇用均等分科会家内労働部会及び地方労働審議会における家内労働行政の運営方針等家内労働の現況等についての検討資料 ・家内労働法に係る周知啓発のための資料	1,180	0	0	0

85

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・障害者雇用実態調査	職員／郵送	事業所・企業統計調査における5人以上規模の事業所	産業別、規模別に一定精度となるよう抽出	調査対象とされた事業所とその事業所に雇用されている身体障害者、知的障害者及び精神障害者	本省－都道府県労働局－公共職業安定所－対象	5年	1年	約1年4か月	事業所調査 73.2% 個人調査 61.8%
・雇用均等基本調査	郵送	平成18年事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	約6,000企業 約6,000事業所	本省－民間業者－対象	毎年	9ヶ月	13ヶ月	企業71.1% 事業所 77.8%
・労働経済動向調査(労働経済と労働力需給の動向に関する調査)	オンライン／郵送	平成18年事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	5,800事業所	本省－対象	毎四半期 (5, 8, 11, 2月)	約40日	約4か月	56.6%
・家内労働等実態調査	郵送	家内労働概況調査により把握する家内労働者	層化無作為抽出	約2,900	本省－都道府県労働局－対象	毎年。ただし、来年度以降は周期調査に変更予定。	6ヶ月	6ヶ月	91.5%

86

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	個別審査・員数照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・障害者雇用実態調査		○	○		○			前回調査は約7,500事業所が対象
・雇用均等基本調査		○	○	○	○	○		
・労働経済動向調査(労働経済と労働力需給の動向に関する調査)		○	○ (封入・封緘のみ)		○		電子調査票の作成	回収率は22年8月調査
・家内労働等実態調査		○			○	○		

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	二次利用 件数		
							32条	33条
・労務費率調査	4,378 (H20)	1980年	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第11条第3項に基づき、請負による建設の事業において労災保険料を算定する際に特例として「労務費率」を用いて算定することができることから、労災保険率の改定(原則3年に1度)に併せて労務費率の見直しを行っている。その見直しに当たって、建設の事業における労務費の実態を把握する。	・平成24年4月から適用する新労務費率への反映。	102	0	0	0
・港湾運送事業雇用実態調査	2,593 (H20)	1985年	港湾労働法(昭和63年法律第40号)第2条第2号の規定に基づく一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業並びに港湾運送関連事業を行う事業所について、当該事業に従事する労働者の雇用の実態を調査し、今後の港湾労働対策を推進するための基礎資料を得る。	・平成20年の新たな港湾雇用安定等計画の策定の際の検討資料 ・港湾労働対策を推進するための基礎資料	107	0	0	0
・賃金引上げ等の実態に関する調査	1,941	1969年 (卒業見込者数等調べ(前身の調査))	民間企業(労働組合のない企業を含む)における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握する。	・中央最低賃金審議会における参考資料 「労働経済の分析」	15,176	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客休数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期	報告書の公表までの期間	回収率
							(基準日から公表までの期間)		
・労務費率調査	郵送	労働保険適用台帳	層化無作為抽出	約1万事業場	本省一対象	3年	5ヶ月	—	52.4%
・港湾運送事業雇用実態調査	調査員	なし	悉皆	港湾労働法第2条第1項の規定に基づく港湾、すなわち東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港及び門司港(6大港)において、港湾労働法第2条第2号の規定に基づく港湾運送事業及び港湾運送関連事業を行うすべての事業所 1, 011所	本省一都道府県労働局一公共職業安定所一統計調査員一対象	5年	約3ヶ月	約3ヶ月	83.4%
・賃金引上げ等の実態に関する調査	郵送	事業所・母集団DBを使用	層化無作為抽出	約3,500企業	本省一対象	毎年	報告期限から3ヶ月余	報告期限から約6ヶ月	約50～60%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)						備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	図票審査・集計照会	データ入力	集計	
・労務費率調査		○	○ (配布のみ)	○ (図票審査のみ)	○	○	
・港湾運送事業雇用実態調査		○			○	○	
・賃金引上げ等の実態に関する調査		○			○		

一般統計調査 (その他)

91

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	二次利用 件数	32条		33条	
							32条	33条	32条	33条
産業連関表作成基礎調査	1,870 (H17) 2,101 (H18)	1975年	産業連関表作成のために、事業所がその事業活動に要した費用の内訳等の実態を把握し、産業連関表の作成における必要な部門別投入構造に関する基礎資料を得る。	経済政策の策定、経済分析、経済予測等の基礎資料	118	0	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
産業連関表作成基礎調査	郵送	①平成16年事業所・企業統計調査 ②衛生材料工業の業界団体名簿	有意抽出	900事業所	本省一調査事業所	5年	-	-	53.2%

93

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	個別審査・疑義照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
産業連関表作成基礎調査		○			○			総務省予算により実施

94